

小郡市
地域強靭化計画

令和3年4月
小郡市

【 目 次 】

第1章 総 則

I 計画の策定趣旨	1
II 計画の位置付け	1
III 計画の期間	2
IV 計画の策定体制	2

第2章 小都市の地域特性

I 小都市の概況	3
II 災害の想定	4

第3章 小都市強靭化の基本的な考え方

I 計画の対象とする災害	6
II 小都市強靭化の基本目標	6
III 小都市強靭化を推進する上での基本的な方針	6
IV 小都市強靭化のための重点的な取組	8

第4章 小都市強靭化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性評価の考え方	9
II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) の設定	9
III 施策分野の設定	11
IV 脆弱性の分析・評価の手順	11
V 脆弱性評価結果	11

第5章 小都市強靭化施策の推進方針

リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針	13
----------------------	----

第6章 計画推進の方策

I 計画の推進体制	31
II 計画の進捗管理と見直し	31

付 錄

別紙1 「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」	32
別紙2 「個別事業一覧」	57

第1章 総 則

I 計画の策定趣旨

平成23年の東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることになった。このような中、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定された(平成30年12月14日、基本計画の変更について閣議決定)。福岡県でも、平成28年3月に基本計画を踏まえた「福岡県地域強靭化計画」が策定され、本市においても、如何なる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・市民生活・経済社会の構築に向けた地域の強靭化を推進するため、「小都市地域強靭化計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、小都市総合振興計画をはじめとして小都市地域防災計画や小都市国土利用計画、その他の個別計画と連携して国土強靭化に係る本市の他の計画等の指針となるものである。



図1－1 小都市地域強靭化計画の位置付け

III 計画の期間

本計画は、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に連携した計画の推進を図るとともに、小都市総合振興計画や国・県と連携した総合的な地域強靭化を図るため、令和3年から令和7年の5か年の計画とする。なお、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を適時修正・見直すこととする。

IV 計画の策定体制

市長、副市長、各部長等で構成する「小都市地域強靭化計画策定会議」を設置して、全庁的に策定作業を進め、関係所掌の係長・課長級職員による計画策定に係る検討・調整を段階的に行う。

第2章 小郡市の地域特性

I 小郡市の概況

1 位置・面積

小郡市は、福岡県の南部、筑紫平野の北、佐賀県との県境に位置し、南東を三井郡大刀洗町及び久留米市に、西は佐賀県鳥栖市及び三養基郡基山町に、北東を筑紫野市及び朝倉郡筑前町にそれぞれ接している。市域は、東西6km、南北12kmにわたり、面積は45.51km²である。

2 地形・地質

小郡市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、市を南北に貫流する宝満川流域の中央平坦地と、東北台地及び西北丘陵地の3つに大きく区分される。

東北の台地には標高130.6mの花立山があり、洪積層からなる標高20m前後の台地部と沖積層の河川流域平坦地にかけては、水稻・麦作を中心に鑑賞樹、畜産、花き園芸などの農作地帯が広がっている。

西北丘陵地帯は、標高20mから90mの滑らかな丘陵が連なり、ため池が点在している。

宝満川には、東西から支流が流れ込み、農作地の水利を支えている。

3 気象

小郡市の気象は、平均気温が16.6°Cであり、最高気温が平均36.8°C、最低気温が平均-3.1°Cと夏の暑さや冬の寒さが厳しく、気候区分は内陸型気候区に属している。

降水量は、年間約1,800mm程度で、冬季の降水量は少なく、6月から8月にかけての降水量が多く、3ヶ月間で1,000mm以上の降水をもたらす。

4 人口

小郡市は、北西部の丘陵地帯に広がる住宅地を中心に福岡市及び久留米市のベッドタウンとして人口の増加が続いている。昭和55年に41,057人、平成22年に58,499人、令和元年に59,728人となっている。

年齢構成としては、高齢者人口は昭和55年3,726人（総人口の9.1%）、平成22年13,162人（総人口の22.5%）、令和元年16,063人（総人口の26.9%）へと年々増加しており、今後も長寿化による高齢者の増加傾向が続くものとみられる。

5 交通

小郡市を九州自動車道と大分自動車道の二つの高速道路が通り、市内及び隣接地のインターチェンジにより、短時間で広範囲の地域との連絡が可能であり、また、市内を東西に走る国道500号を中心として、縦横に県道、市道などの生活道路が通っている。

鉄道は、西鉄天神大牟田線が市を南北に貫き、小郡駅をはじめ七つの駅があり、市を東西に貫く甘木鉄道では五つの駅がある。福岡市へ30分、久留米市へ20分の距離にあり交通の便が良い。

6 建築物、危険物等の概要

平成21年7月現在における市内の建物棟数は、総数19,600棟で、このうち、木造建築物は、約66%に当たる13,020棟であり、木造建築物が多い地域は過密化と狭い道路によって火災危険区域となっている。また、近年の核家族化等の影響から老朽家屋、空家等の危険建築物も増加傾向にある。

II 災害の想定

小郡市で想定される自然災害は、風水害及び地震であるが、想定はあくまで一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識とし、併せてその他のあらゆる災害にも対処し得るよう対策をとる必要がある。

1 風水害

小郡市における風水害は、主に梅雨時期及び台風、前線の活動の活発化に伴う集中豪雨によって引き起こされている。過去の被害としては、昭和28年6月の筑後川の氾濫により全壊家屋33棟、流失家屋2棟、床上浸水1,900棟の被害を受けた水害、昭和38年に集中豪雨による秋光川の氾濫と宝満川の堤防決壊により全壊・半壊家屋十数棟、死者8人の被害をもたらした水害、近年では、平成30年7月、令和元年7月・8月、令和2年7月に3年連続で線状降水帯の停滞に伴う大雨による内水氾濫が発生しており、50数棟の床上浸水、200棟を超える床下浸水や大型商業施設、農業施設・農作物の浸水被害をもたらしている。

大雨や河川氾濫による浸水・洪水災害は、過去の災害からも、近年の気象状況の変化からも、本市においては避けられない災害となっている。

想定最大規模（24時間雨量926mm）の降雨に伴う宝満川の洪水による浸水想定区域は、宝満川流域の中央平坦地ではほぼ全域で3m未満の浸水が、草場川、高原川、口無川、鎗巻川、築地川の合流部付近で5m未満の浸水が、東福童・西福童の南部では10m未満の浸水が予測されている。また、筑後川の氾濫においては、浸水深がさらに深くなり国道500号以南の地域は、ほぼ全域で3m未満の浸水が予測され、味坂校区全域及び御原校区の南部は10m未満の浸水が予測されている。

近年の気象状況の変化から、宝満川等の河川氾濫のみならず、時間雨量50mmを超える線状降水帯等の影響に伴う集中豪雨により、ため池、雨水排水路、農業用用水路等の内水氾濫による住宅浸水、道路冠水等の被害の頻発化が予測される。

更に、大雨に伴う土砂災害の発生も市北西部の丘陵地に散在する土砂災害警戒区域等を中心に十分に懸念される。

2 地震災害

小都市の周辺にはいくつもの活断層が存在しているが、福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)によると、本市に大きな影響を及ぼす活断層による地震としては、警固断層南東部及び水縄断層西部を震源とする地震があり、いずれもM7.2の規模で、震度6強又は6弱の揺れが想定されている。それぞれの地震による被害予測は次のとおりである。

被害区分	警固断層南東部	水縄断層西部
人的被害等	死者 19人、負傷者 663人、要救出現場 137箇所、要救出者 120人、要後方医療搬送者 66人、避難者 714人 食料供給対象人口 39,009人、給水対象世帯 14,383世帯、生活物資供給対象 714人、帰宅困難者 14,492人	死者 25人、負傷者 767人、要救出現場 174箇所、要救出者 153人、要後方医療搬送者 77人、避難者 910人 食料供給対象人口 47,949人、給水対象世帯 17,679世帯、生活物資供給対象 910人、帰宅困難者 14,492人
建物倒壊等	全壊 342棟、半壊 207棟	全壊 436棟、半壊 246棟
火 災	2件	2件
ライフライン等被害	上水道管被害 94箇所、下水道管被害 21箇所、電力被害 7本、電話被害 7本	上水道管被害 121箇所、下水道管被害 28箇所、電力被害 8本、電話被害 8本
交通被害	九州自動車道 46箇所、大分自動車道 23箇所、国道 500号 3箇所、鳥栖朝倉線 2箇所、久留米筑紫野線 4箇所、久留米小郡線 2箇所 西鉄天神大牟田線 69箇所、甘木鉄道 13箇所	九州自動車道 55箇所、大分自動車道 48箇所、国道 500号 3箇所、鳥栖朝倉線 3箇所、久留米筑紫野線 4箇所、久留米小郡線 3箇所 西鉄天神大牟田線 71箇所、甘木鉄道 13箇所
重要施設被害	警察・消防拠点 1箇所、避難活動拠点 22箇所、医療活動拠点 3箇所	警察・消防拠点 1箇所、避難活動拠点 24箇所、医療活動拠点 3箇所

地震に伴う液状化については、市北東部から北西部にかけての乙隈、千潟、横隈及び三沢の一部において、液状化の危険性が高いと予測されている。

第3章 小都市強靭化の基本的な考え方

I 計画の対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、小都市における過去の災害被害及び国の基本計画や福岡県の地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

II 小都市強靭化の基本目標

国及び福岡県が基本計画に掲げる「基本目標」を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

III 小都市強靭化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画、福岡県の地域計画との調和を図る観点から、国、県の基本的な方針に準ずることとする。その上で、自治体としての役割を果たすとともに、行政・市民・企業などが自然災害への危機感を共有し、各々が主体的に、かつ、相互に連携して防災・減災に取り組むことで「地域の強靭化」を目指すこととし、特に以下の点に配慮して地域強靭化を推進する。

1 小都市強靭化に向けた取組姿勢

(1) P D C A サイクルによる推進

地域の強靭化は、様々な側面からの検証を踏まえた長期的な視点に基づく計画的な取組が必要であるが、自然災害はいつ、どのような規模で発生するか予測できないことから、短期的な視点に基づき P D C A サイクル (Plan—Do—Check—Action) による柔軟な進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、地域の強靭化の目標に即した見直し・改善を行う。

(2) 「基礎体力（潜在力）」の向上

自然災害から「防護する力」のみならず、自然災害に対する「抵抗力」や様々な形態・規模での自然災害への「適応力」、災害後の迅速な「回復力」を平素から高めておくことが重要であり、地域強靭化の取組を通じて社会・経済システムとしての「基礎体力（潜在力）」の向上を図る。

(3) 代替性・冗長性の確保

被災した場合の社会・経済活動への影響が大きい、あるいは復旧に時間を要するインフラ施設や電源設備、確実かつ速達を要する住民・企業への情報伝達手段等の代替性・冗長性の確保に努める。

2 施策の効果的な組合せ

(1) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組合せと役割分担

地域強靭化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分は自分で守ること（自助）、地域のコミュニティや自主防災組織等で協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組合せた連携とそれぞれの特性に応じた役割分担により、一体的、効果的、効率的な取組を推進する。

(2) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

防災施設の整備、設備の耐震化、河川・水路等の整備、インフラ設備の整備等のハード対策は、対策の実施や効果の発揮までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる防災訓練・教育や計画・プランの作成等のソフト対策を適切に組み合せて、効果的に施策を推進する。

(3) 連携の強化

国、県、他自治体との連携はもとより、地域のコミュニティ、自主防災組織、企業、関係機関・団体との連携の重要性を踏まえ、訓練・協議・会合等を通じて連携の強化を図り、災害時の相互応援体制の実効性を確保する。

3 地域の特性に応じた施策の推進

(1) 地域強靭化の担い手が適切に活動できる環境の整備

地域内における人と人との絆の保持を狙いとしたコミュニティ機能の向上を図るとともに、地域において強靭化を推進するリーダーや自主防災組織等の育成・確保に努め、地域強靭化を社会全体の取組として推進する。

(2) 災害時要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、女性、子供、外国人等の要配慮者の実情を踏まえたきめ細やかな対策を講じる。

(3) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

自然災害による公共施設、インフラ施設、社会活動を維持する上での重要施設等の被害を軽減・防止するため、耐震化を含めた改修、移設、新設等を行い、災害に強いまちづくりを第一義として推進する。

IV 小都市強靭化のための重点的な取組

本計画では対象とする災害を大規模な自然災害としているが、小都市では平成30年から3年連続で大雨による浸水被害が発生しているように、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川や下水道の管理者等が主体となって行う治水対策に加えて、宝満川の支流を含めた全ての関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換が必要であり、このためには、①「氾濫を防ぐ対策」、②「被害対象を減少させるための対策」、③「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で多層的に進める必要がある。

市は、国が進める流域治水の施策に連携して、浸水被害発生地域における内水氾濫の治水対策と浸水被害の減災対策に重点的に取り組んでいくこととする。

【国の流域治水に関する取組の指針】

- ① 気温を防ぐ対策
 - ・ 雨水貯留機能の拡大
 - ・ 流水の貯留
 - ・ 河道の流下能力の維持・向上
 - ・ 泛濫水を減らす
- ② 被害対象を減少させるための対策
 - ・ 被害範囲を減らす
 - ・ 泛濫水を早く排除する
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
 - ・ 土地のリスク情報の充実
 - ・ 避難体制の強化
 - ・ 経済被害の最小化

第4章 小都市強靭化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性評価の考え方

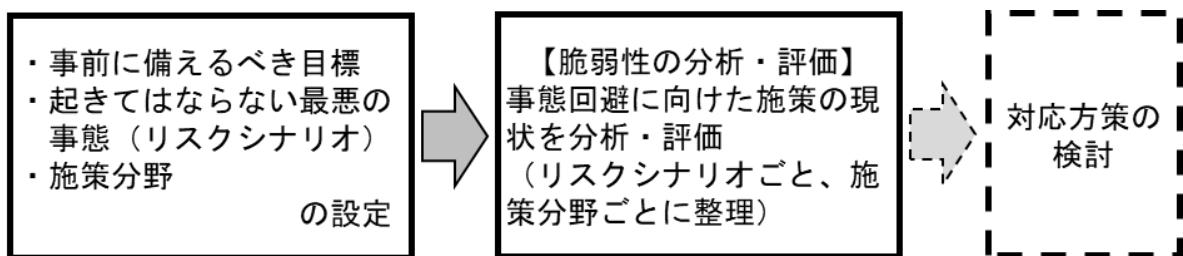


図4－1 脆弱性評価の考え方

II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8個の「事前に備えるべき目標」と45個の「起きてはならない最悪の事態」が、県の地域計画では8個の「事前に備えるべき目標」と30個の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。

本計画では、小都市の地理的条件、社会・経済条件や災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8個の「事前に備えるべき目標」と27個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下、「リスクシナリオ」という。）を設定した。

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫・内水氾濫・高潮等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療機能、福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疾病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池の決壊、宝満川等の堰・樋門・水門の損壊等による死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

III 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、県の地域計画に準じて以下のとおり設定する。

【個別施策分野】

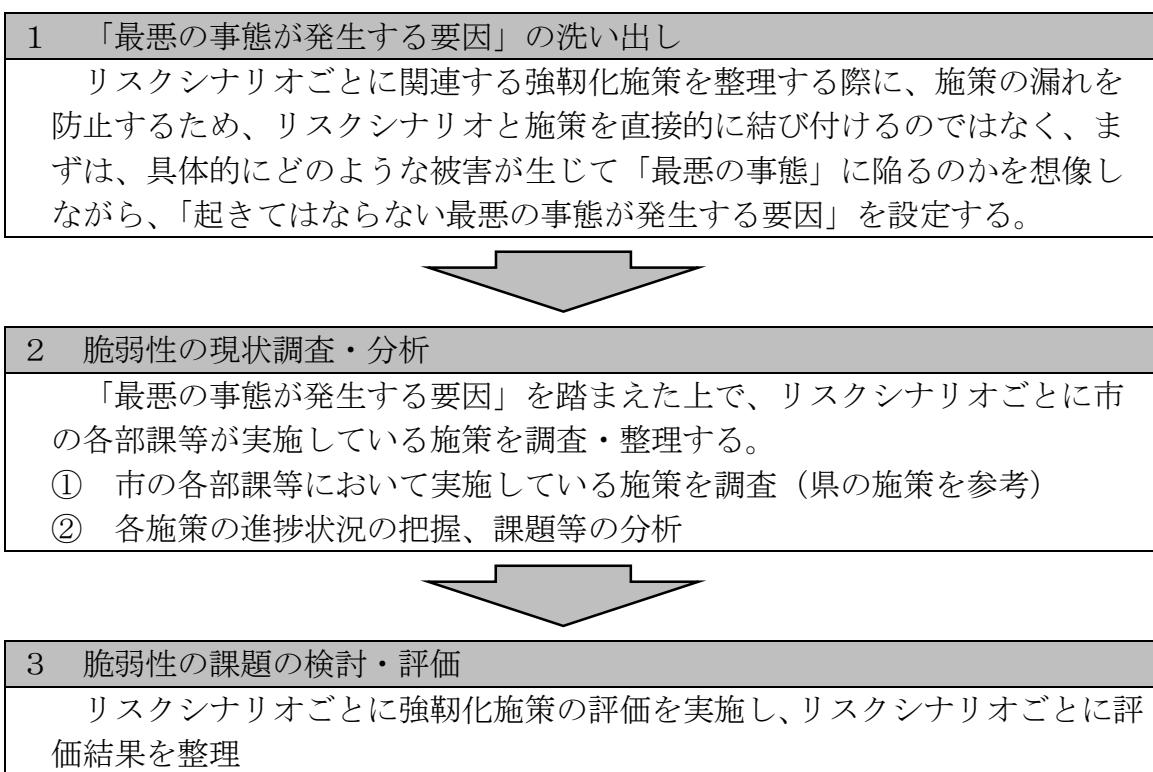
- ①住宅・都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、
⑥農林水産、⑦地域保全、⑧環境、⑨土地利用、⑩行政／消防／防災教育等

【横断的分野】

- ⑪リスクコミュニケーション、⑫人材育成、⑬官民連携、⑭老朽化対策・研究開発

IV 脆弱性の分析・評価の手順

27個のリスクシナリオごとに、次の手順により実施する。



V 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、付録のとおりである。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

1 各主体との連携強化が必要

地域強靭化に向けた取組の実施主体は、国、県、市のみならず、市民や事業者など多岐にわたっており、地域強靭化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要である。

2 ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育、マニュアル化などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的かつ継続的に実施することが必要である。

3 代替性・冗長性の確保が必要

堤防や橋梁、道路、鉄道などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間をするものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要である。

4 地域強靭化に向けた継続的な取組が必要

地域強靭化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、環境や状況の変化等に柔軟に対応しつつ、計画的かつ継続的に進めていくことが必要である。

第5章 小都市強靭化施策の推進方針

リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針

第4章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靭化施策について、その推進方針をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靭化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、「起きてはならない最悪の事態」の回避に必要な施策を明らかにするために、敢えて再掲することとする。

※施策名等の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する部課を省略して記載したもの。

【経政】：経営政策部、【防安】：経営政策部防災安全課、【環経】：環境経済部、

【都建】：都市建設部、【市福】：市民福祉部、【子健】：子ども・健康部、

【教育】：教育部

1 直接死を最大限防ぐ

1－1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 住宅、特定建築物（※）の耐震化 【都建、経政、教育】

建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。また、市庁舎、公共建築物等について、「小都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的な耐震化の取組を促進する。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

○ 大規模盛土造成地の把握 【都建、防安】

県が作成した大規模盛土造成地マップをもとに2次スクリーニング計画を策定し、住民理解を進めるため、点検・監視体制づくりに努める。

○ 住環境等の整備 【都建、防安】

災害に強いまちづくりを推進するため、市道の狭い道路を拡幅するための社会資本整備総合交付金を活用し、後退道路用地の測量・分筆・支障物件の移転補償等の事業を行う。また、空き家バンク制度によるバンク登録を推進し、利活用促進のため補助金制度を推進する。空き家の実態調査を定期的に実施し、老朽危険家屋の除却を推進するため、空き家対策行動計画を策定し、除却に関する啓発や補助金制度を設置する。

○ 不燃化を行う区域の指定 【都建】

新たな市街地の形成などの状況を踏まえ県と連携し、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のある外壁の準防火性能化を行う区域を指定し、市街地における防火対策を促進する。

○ 応急危険度判定体制の整備 【都建、防安】

「小郡市業務継続計画」及び「小郡市災害時受援計画」に基づき、県や関係団体との情報共有及び連携を図り、応急危険度判定士の育成や受入体制を整備する。

○ 学校施設の耐震化及び老朽化対策 【教育】

学校施設の耐震化は完了しているため、定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持・管理を実施していく。

○ 高齢者施設等の施設の耐震強度の維持及び強化対策 【市福】

耐震工事等の施設整備のほか、計画的に適切な維持・補修を実施していくように、民間施設の支援を実施する。

○ 保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ等の施設の耐震強度の維持及び強化対策 【子健】

耐震工事等の施設整備のほか、計画的に適切な維持・補修を実施していくように私立保育所等を支援し、公立保育所等においては事業を継続的に実施する。また、放課後児童クラブの施設については、リース期間満了後順次建替えを行っているが、建替え等に併せて、施設の安全点検及び安全対策に努めるよう指導・助言を行う。

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

1－2 広域の河川氾濫・内水氾濫・高潮等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

- 河川、内水氾濫による被害を軽減するための流域治水対策の推進 【防安、都建、環経、教育】
 - ・ 河川を中心とする対策
　　河川の流下能力の維持・拡充のため、河床の浚渫、河道の拡幅、堤防の嵩上げ、河道内の樹木等の伐採、必要性を喪失した堰等や河川管理施設の撤去、旧式化した堰の改修、橋梁の改修等について、国営、県営及び市営河川の計画的な改修・整備を推進する。また、築地川樋門、今朝丸水門への排水機能の追加設置や市独自の排水機能の保持に関する検討を行う。
 - ・ 流域を対象とした対策
　　河川の流入量を軽減することで、河川の氾濫及び内水氾濫による浸水被害を軽減・遅延するため、既存のため池や調整池、水田等を活用した雨水の貯留機能の強化、小中学校・公園等の公共施設等を活用した雨水貯留施設の整備、道路等の透水性舗装・透水ブロック舗装の推進、公共施設・商工業施設の新設・改修時における雨水貯留タンクの設置、家庭等における雨水貯留タンク設置補助による設置奨励、既存の遊水地や水田等の新規遊水地化の整備、既存の雨水路の改修・整備、民間開発における防災協定の締結と支援措置や優遇措置（インセンティブ）の制度化等の各種施策を検討・推進する。また、要配慮者利用施設や住宅地への直接的な浸水を軽減・遅延するための輪中堤や防水壁・堤の整備を水田等への雨水貯留施策と併せて検討する。更に、市内全域での雨水の浸透・貯留能力の保全を図るため、市北部、東部の森林や市内に散在する公園・緑地の確保を図り、新たな都市開発に当たっては、その強化も含めた事業計画となるよう協力を求めていく。
- 治水（浸水）対策の推進 【経政、環経、都建】
　　早期に市営河川（鎗巻川、石原川など）の河川改修計画を策定し、河川改修を推進する。また、河川や調整池などの浚渫の実施、及び雨水調整機能の役割を果たす施設や土地の選定を関係機関と協議を行いながら、今後計画的に推進されていく流域治水へ繋げていく。
- 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進 【環経、都建】
　　一定規模を有する企業立地に伴う土地利用の変更により、低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及・啓発を行う。
- 下水道による都市浸水対策 【都建】
　　大規模水害を未然に防ぐためには、河川水路網の整備を推進するとともに、雨水幹線や雨水貯留施設等の総合的な整備を検討・推進する。

- 水門操作による支川流域の浸水被害の防止及び河川管理者（国・県）への改善要望【都建】

宝満川の水位の上昇による逆流防止対策及び支流流域の内水氾濫による家屋等への浸水対策のため、引き続き適切な樋門、水門の開閉操作を行う。また、河川管理者（国・県）の計画的な河川改修や近年の記録的な豪雨対策について、連携して推進する。
- 洪水、内水氾濫等に対するハザードマップの作成 【防安、都建、環経】

水害時に市民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、防災重点ため池ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、高潮ハザードマップに表される小郡市の災害特性に応じた情報を地域ごと等に細分化とともに、冊子化して、市民にとってそれぞれの居住地の危険が、より分かり易い要領で提供できるよう継続的に見直しを行う。
- 大雨等を想定したタイムラインの策定・運用 【防安】

大雨や大型台風の接近が予測され災害発生のおそれがある場合に、災害対応の遅れや漏れを防ぐため、外水・内水氾濫、台風災害等の災害に備えたタイムラインを、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する。また、実際の災害対応を検証し、必要に応じてタイムラインの見直しを行う。
- 適時適切な避難情報等の発令 【防安】

常に適時適切な避難情報の発令が行われるよう、国の「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえて、その都度、市の「避難勧告等の発令・伝達マニュアル（避難情報の発令・伝達マニュアル）」等の見直しを行うとともに、市の地域特性、気象状況、災害実績等に応ずる見直しを行う。

1－3 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害に対するハザードマップの修正、避難体制の強化 【防安】

土砂災害のおそれがある場合における警戒、避難体制の強化を図るため、地形改修等による土砂災害警戒区域の解除や宅地等の開発による新たな土砂災害警戒区域の指定など、区域の見直しを県と連携して適時に行うとともに、市の土砂災害ハザードマップの見直しや住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及・啓発に努める。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、かけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。これらの取組、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

1－4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 防災情報通信基盤の整備 【防安】

法令に基づく情報の収集・伝達を確実に行うため、市と県及び防災関係機関とを結ぶ「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」の継続的な維持・管理に協力する。また、市民に対する情報伝達手段としての「防災行政無線」、「災害情報等配信システム」、「エリアメール」、「防災メールまもるくん」などの伝達手段の維持・拡充を行う。防災情報等の市民への確実な伝達をより推進するため、現行システムの拡充や戸別受信機などの情報伝達手段の多様化・多層化についての推進を図る。

○ 災害情報の収集・共有手段の整備 【防安】

災害発生時における現地情報の収集・共有は、適時適切な災害対応を行うために必要不可欠なものであり、市としての災害情報の収集・共有手段の確保を推進する。市の災害対応をより迅速かつ効果的に実施するため、現在、市の通信システムとして整備しているMCA無線ネットワーク等を活用して位置情報を含めた映像情報を収集するシステムの構築、庁内LANを活用した電子地図上の位置情報と現地映像及び文字情報の庁内での共有システムの整備を図るとともに、市民の安全な避難行動のための情報として、共有システム内の災害情報をホームページ等を経由して市民へ情報提供できるシステムの整備に努める。

○ 指定避難所及び避難所以外の避難者の支援体制 【防安】

市の指定避難所の生活環境の改善、自治公民館等の自主避難所、車中泊・テント泊等の指定避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルの拡充に努める。

○ 多数の人が集まる場所等における避難対策 【防安、環経、市福、教育】

大規模集客施設の管理者等に対し、定期的（1回／年程度）に避難訓練を実施するよう働きかける。また、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）を公共施設等に設置するなど情報伝達手段の多重化を推進する。

○ 避難行動要支援者の支援体制の整備 【市福、子健、防安】

避難行動要支援者台帳の更新や個別支援計画の作成研修の実施、個別避難支援計画の作成促進策の推進など、市民の命を守るために必要な施策を推進する。また、自主防災組織等による支援体制の確立のため、それぞれの地域の実情や進捗にあった取り組みができるように、関係部署が連携・協力して支援を行う。

○ 防災教育の推進 【教育、子健、防安】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各小中学校、各放課後児童クラブ等が行う防災に関する学習や防災訓練を実施する。また、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。

- 保育所・幼稚園・認定こども園等における災害対応マニュアル、訓練等の整備・充実、防災教育・啓発の推進 【子健】

施設側における災害対策マニュアルの整備・充実、訓練の実施及び園児・保護者の防災意識の向上につながる防災教育・啓発等の実施について促進・支援を行う。
- 防災等についての広報啓発の推進 【経政、防安】

命を守る行動をとるため、防災に関する知識や市民の多様化などを踏まえ、関係各課と連携し、広報紙、ホームページ、SNSなどを活用した広報啓発活動を行う。
- 外国人に対する支援 【経政、防安】

災害時に市内に所在する外国人の適時適切な避難が行われるよう、県が作成した多言語防災ハンドブックの配布により防災に関する知識の普及に努める。また、県が開設する「外国人向け防災メールまもるくん」の広報と登録促進を図り、災害情報等の伝達手段の普及に努める。また、市のホームページに多言語防災ハンドブックや外国人向け防災メールまもるくんの情報を掲示する等、外国人に対する災害等に係る情報発信の充実を推進する。
- 避難行動等の教訓の広報啓発 【防安】

市の広報紙への時宜に照らした啓発記事の掲載、チラシの配布、防災研修・訓練における啓発教育の実施等、様々な機会を活用した普及・啓発を推進する。
- 災害情報の発信 【防安、経政】

命を守る行動をとるため、災害発生時の迅速な情報発信を継続する。併せて、災害発生時の情報発信についての基準・指針等を作成して共有する。
- 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

○ 公助による備蓄の推進 【防安】

小都市災害時備蓄計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に被災者へ備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営及び救出・応急処置に必要な資機材等の整備を推進する。また、被災者の避難生活等の確保のために必要な様々な物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。

○ 自助・共助による備蓄の推進 【防安】

市民や行政区（自主防災組織）等による備蓄を促進するため、防災研修・訓練における啓発、市の広報紙等における広報・啓発、地域防災力強化事業費補助金等による補助を実施するとともに、企業内備蓄、流通在庫備蓄の拡充を推進する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 災害情報の収集・共有手段の整備 【防安】

災害発生時における現地情報の収集・共有は、適時適切な災害対応を行うために必要不可欠なものであり、市としての災害情報の収集・共有手段の確保を推進する。市の災害対応をより迅速かつ効果的に実施するため、現在、市の通信システムとして整備しているMCA無線ネットワーク等を活用して位置情報を含めた映像情報を収集するシステムの構築、府内LANを活用した電子地図上での位置情報と現地映像及び文字情報の府内での共有システムの整備を図るとともに、市民の安全な避難行動のための情報として、共有システム内の災害情報のホームページ等を経由した市民への情報提供システムの整備に努める。

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 三井消防署の建替え 【防安】

久留米広域消防本部と連携した三井消防署の建替えの構想を確立し、設計・建替え実施の進捗状況を適時に把握し、計画的な三井消防署の建替えを推進する。

○ 常備消防の充実強化 【防安】

安全・安心な市民生活を守るため、地域実情に合わせた久留米広域消防負担金の負担、地域の防災拠点ともなる三井消防署の建替え、不足する消防職員の充足率向上のための募集・増員への協力などの施策を推進する。

○ 市消防団の充実強化 【防安】

出初式、水防訓練、地域防災訓練、校区・行政区の防災研修・訓練などを通じた消防団活動の周知を行う。消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、消防団員の待遇改善、「消防団協力事業所表示制度」の拡充、行政区を通じた団員の入団促進などの施策を引き続き推進するとともに、災害種別に応じた機能別団員（特定災害）の新設、消防団装備の充実等を図る。

○ 自主防災組織の充実強化 【防安】

共助による地域の防災の骨幹となる自主防災組織の全行政区での設立と自主防災組織の継続的かつ具体的な活性化を推進するため、防災研修・訓練への支援、地区防災計画の作成、自主防災組織の骨幹を担う防災リーダーの養成・育成のための講座・研修の実施、自主防災組織の資機材等整備のための補助の実施、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成などの施策の積極的な推進により、自主防災組織の活性化を図る。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

2－4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○ 帰宅困難者に対する支援 【防安、経政】

市内における帰宅困難者に対する支援を進めるため、市内における帰宅困難者の実態調査を行い、災害時の情報収集伝達体制の充実を図るとともに、市内における公共施設等を活用した帰宅支援ステーションの設置や事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーション等の整備、企業・通勤者・通学者等への意識啓発などに努める。

2－5 被災地における医療機能、福祉機能の麻痺

○ 現場（急性期医療）の医療機能確保 【子健】

災害派遣医療チーム（DMA T）による迅速かつ適切な医療支援を受ける体制を確保する。

○ 避難所・現場救護所の医療機能確保 【子健】

災害時の円滑な医療活動のため、小郡三井医師会等との協定により、医療救護チーム等の派遣を要請できる体制を維持する。また、日本医師会災害医療チーム（J M A T）による医療支援を受ける体制を確保する。

- 被災地における精神科医療及び精神保健活動への協力 【子健】
災害派遣精神医療チーム（D P A T）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援を受ける体制を確保する。
- 福祉避難所に必要な機能整備・確保 【子健、教育】
停電時に屋内トイレや上水を使用できるようにするために、施設設備の改修を推進する。また、その他の避難所生活の長期化に対応するための対策を図る。

2－6 被災地における疾病・感染症の大規模発生

- 疾病・感染症の予防・まん延防止 【子健】
疾病や感染症のまん延防止のため、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう県や関係機関との情報共有を図る。発生時の対応について、平時から県と情報共有を行い、保健所が実施する災害時の感染予防訓練に積極的に参加をする。また、災害時における保健活動マニュアルについて定期的に見直しを行う。

2－7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 指定避難所等の避難場所の確保 【防安】
災害時における市民等の避難場所を確保して、良好な避難生活環境を整備するため、地域の特性（想定災害種別、居住人口比率等）に応じて、公共施設の活用と民間施設の協力による適切な避難場所の確保・拡充を図る。
- 避難所施設等（校区コミュニティセンター、小中学校、教育集会所等、高齢者社会活動支援センター）の整備 【市福、教育】
各施設の避難所として必要な機能の検討を行うとともに、計画的大規模改修及び修繕を行う。自治公民館の状況を把握し、適切な支援制度を検討する。
- 健康管理体制の構築 【子健】
県等と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できる体制を構築する。
- D H E A T による保健医療行政の指揮調整機能等への協力 【子健】
災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）による、県保健医療調整本部及び保健所の災害時保健医療対策に係る指揮調整機能等への応援に協力し、被災者の健康管理体制を構築する。
- 避難所の女性に対する暴力の排除と被害者の保護 【経政】
暴力等防止の啓発を行いながら、避難所運営所管課と連携し、啓発活動を推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○ 防災拠点となる公共施設の整備 【防安、経政、都建、教育、子健】

災害時の防災拠点となる施設等の整備を推進するとともに、市の防災拠点である市庁舎、市体育館及び三井消防署の老朽化に伴う建替え構想と市の中・長期的な防災拠点の整備構想を連携させて、長期的な防災拠点の整備計画等を早期に確立する。

○ 業務継続体制の確保 【防安】

災害・被害想定の見直しや組織の改編の都度、令和2年9月に策定した小郡市業務継続計画を見直し、実効性のある計画とともに、計画内で検討している災害時に市の業務継続を最低限実現するために必要な代替庁舎の整備、非常用電源の確保、職員用食料・飲料水の備蓄、衛星回線等の通信手段の確保、携帯トイレの備蓄等の施策・取組・事業を着実に推進する。

○ 各種防災訓練の実施 【防安】

市民及び市職員の防災意識の高揚、防災担当職員の知識・技術の向上、関係機関との更なる連携強化を図るため、小郡・大刀洗地域防災訓練及び小郡市水防訓練を実施する。防災訓練の実施に当たっては、訓練のための訓練に陥ることなく、実際的・実効的な訓練の推進に努める。

○ 受援体制の確保 【防安】

災害発生時に市外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に災害対応を行うため、関係課と協議、連携しながら「小郡市災害時受援計画」の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施するとともに、円滑な受援のための受援対象業務の業務マニュアルの作成等を推進する。

○ 災害対策本部設置運営訓練等の実施 【防安】

市の災害対策本部設置運営訓練を人事異動後、出水期前など適時に実施するとともに、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応における各種マニュアルなどの見直しを行う。

○ 災害対策本部機能の整備 【防安】

市庁舎の建替えに伴う長期的な災害対策本部機能の整備構想も含め、現行の施設状況における災害対応をより効果的かつ効率的に実施するため、災害対策本部機能の充実・強化を推進する。

○ 罷災証明の迅速な発行 【環経、防安】

災害発生時に罷災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、県の実施する住家被害認定の調査・判定方法についての研修に積極的に職員を参加させる等、罷災証明書発行機能の充実・強化を推進する。

○ 防犯、交通安全体制の確保 【防安】

防犯、交通安全施策の推進により、災害発生時においても市民の避難、災害復旧、復興時における安全・安心な生活環境の維持に努める。

○ 火葬場の防災能力強化 【環経】

将来、建替えを検討する際は、異常気象や立地環境を勘案し、防災能力を高めた施設の整備や他の火葬場との災害時の広域連携について、調査・検討を進めていく。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 情報伝達手段の確保 【経政、防安】

災害時に緊急を要する場合、広報紙、回覧板、行政区掲示板等に関しては実効性のある対策が難しいため、インターネット関連の強化を検討し推進を図る。

- ・ホームページの過重アクセス対策やSNS等の活用
- ・防災行政無線、防災メール、エリアメール、Yaho o 防災など防災に特化した情報伝達手段との連携
- ・総合的なインターネット環境及び設備や端末の配備・衛星携帯電話や無線等の手段の多様化

○ 災害・防災情報伝達手段の整備 【防安】

市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を推進するとともに、より確実に災害・防災情報を伝達するための戸別受信機導入等の伝達手段の拡充・強化を推進する。

○ 市民の災害・防災情報伝達手段への登録促進 【防安】

気象情報、避難情報、避難所の開設情報などを市民へ確実かつ迅速に伝達するため、「災害情報等配信システム」及び県の「防災メールまもるくん」の登録者の拡大に向け、市の広報紙への情報掲載やチラシの配布、各行政区における防災研修・訓練における普及など市民への周知を図る。

○ 災害・防災情報の利用者による情報入手手段の確保対策の促進 【防安】

市民等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、小都市災害時備蓄計画に基づき、市民や自主防災組織等に対し、発電機、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

○ 避難所におけるエネルギーの自給自足化 【環経】

避難所に指定されている学校施設や校区コミュニティセンター等に対し、再生可能エネルギーの中でも比較的導入しやすい太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進していく。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

○ 老朽施設・管路の更新と耐震化 【環経】

水道施設は、アセットマネジメント手法による更新需要に基づき、効率的な更新計画を策定し、耐震性能を有していない大刀洗配水場No.1・2配水池及び小郡ニュータウン配水場配水塔の耐震化工事を実施していく。また、管路は、現行の更新計画を短縮して完了し、老朽度、重要度等を評価して、優先度の高い管路から更新していく新たな更新計画と管路耐震化計画を策定していく。

○ 応急給水能力の向上 【環経】

大刀洗配水場内に建設した防災倉庫を、災害時の拠点とするために必要な改修工事を実施していく。また、非常用給水袋の備蓄量を増やし、現在1個しか保有していない非常用給水タンクも段階的に增量していく。

○ 危機管理対策の強化 【環経】

隔年で行われている小郡・大刀洗地域防災訓練、三井水道企業団単独で行っている防災訓練を引き続き実施し、災害時の早期復旧や被害の拡大を防ぐ体制を強化する。また、危機管理マニュアルを精査し、事業継続計画（B C P）の策定に取組む。

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化 【都建】

下水道管渠については、マンホールの浮上防止及び接続部の可倒化を重点に耐震化を進めているが、全ての管渠の耐震化は困難なため、重要な管渠を優先的に耐震対策を実施していく。

○ 下水道B C Pの実効性の確保 【都建】

市が管理する公共下水道において、下水道B C Pの情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

○ 処理槽の整備 【都建】

老朽化した単独処理槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理槽への転換を促進するため、新たに設置する合併処理槽設置に要する経費の一部を補助する。

○ 不明水対策事業 【都建】

不明水（雨水）の浸入経路が多種多様なため、流量調査やカメラ調査などを繰り返し実施し、浸入水量を減らす対策を実施していく。

5－4 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発時及び災害発後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

○ 市道整備の推進 【都建】

災害発時において、地域住民の安全な避難路の確保や頻発する道路冠水の緩和のために、路側帯のカラー舗装整備や市道の側溝整備、住宅団地側溝の未改修箇所の整備を推進する。また、幹線道路や生活道路の老朽化などによる市道の改修や舗装の更新等の整備を計画的に推進する。

5－5 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 災害・防災情報伝達手段の非常電源の整備 【防安】

災害発生に伴う停電・落雷等による長期（72時間以上）の商用電源供給断等によるMCA無線機の機能喪失等を防止するため、非常用電源等の施設の強化、燃料の備蓄等の整備を推進する。

○ 防災拠点の非常用電源の確保（72時間以上） 【防安】

市の防災拠点を大規模災害に伴う電力供給断の状況においても72時間以上機能維持が可能な非常用電源設備及び機材の整備を計画的に推進する。市体育館及び市庁舎の建替え構想の検討に当たっては、災害発生時における市の防災拠点として必要な非常用電源設備の設置を盛り込んだ構想・計画の作成を行う。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 企業BCPの策定促進 【環経】

福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや小郡市商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、市内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

○ 商工業者への事業継続支援 【環経】

県、小郡市商工会、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関などの関係機関と連携し、中小企業支援に取組むとともに、各機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

6-2 食料等の安定供給の停滞

○ 農業用水利施設の老朽化対策 【環経】

農業生産力の維持安定を図るため、県事業にて農業用水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。

○ 農業用ハウスの補強 【環経】

台風に対しては、国の補助事業を活用し、最大瞬間風速35m/sに耐え得るハウスの設置事業を推進している。また、浸水しても設置機材に影響が無いように、県の災害回避事業を活用し、浸水防止壁の設置等を行い、被災による影響を最小限に抑えるように推進していく。

○ 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進する。

○ 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池の決壊、宝満川等の堰・樋門・水門の損壊等による死傷者の発生

○ ため池の防災・減災対策 【環経、防安】

豪雨や地震等に起因するため池の災害を防止するため、防災重点ため池を中心にため池管理者と連携し防災対策に努める。各施設の老朽化が進む中で、その機能を保全して災害を防止する。ハード対策では、改修が完了していないため池の劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事等の計画的な推進を図る。また、ため池管理者の管理・保全等に関する情報提供、研修等を行い、管理体制の強化を図る。併せて、防災重点ため池のハザードマップを活用し、災害時の迅速かつ的確な避難及び災害による被害の低減を図る。

○ 宝満川等の堰等の管理 【環経】

豪雨予報時の堰等の適切な管理（事前放流）について、管理者と調整する。必要性を喪失した占有物（堰等）の撤去の促進や、小河川や水路の水門を自動転倒堰へ改修することにより、流下能力の向上を図る。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ 毒劇物流出等防止及び二次災害防止対策 【環経】

災害に起因する毒劇物の流出による二次被害等の間接的な被害が広がることを防止するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等に基づく県の取組について、県や関係行関との連絡・協力体制を確保する。

7-3 農地・森林等の被害による荒廃

○ 地域における農地・農業水利施設の保全 【環経】

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ 災害廃棄物の安定的な処理 【環経】

令和元年6月に災害廃棄物処理計画の策定を行った。今後、災害廃棄物処理計画に則り迅速かつ適正に廃棄物を処分するために、災害規模に応じた一次仮置き場の選定と運用方法の確立、排出困難者や処理困難物など当市のみでは対応できない事態に対応するため地元民間企業や他市町村、県と協定締結、処理施設の確保のために県と(公社)福岡県産業資源循環協会が締結している災害時協定に基づいた要請の具体的な協議を進める。

○ 市内幹線道路(都市計画道路、補助幹線道路等)の整備 【都建】

災害発生時及び災害発生後の道路ネットワークを確保するため、市内幹線道路の整備を進める。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 防災担当職員等の育成 【経政】

災害時には、市の災害対応や被害復旧に携わる職員の不足が予想されることから、知識・技能の向上のための国・県の研修・講習会への参加、防災士資格の取得機会の付与等による防災担当職員の育成、国・県の防災関係資料の共有などの取組を引き続き実施する。

○ 災害ボランティア活動の強化 【市福、防安】

災害ボランティアコーディネーターの育成や小郡市社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し、研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

○ 地域コミュニティの活性化 【市福】

地域コミュニティの支援を通じて、災害意識の向上や平時の住民間の積極的なコミュニケーションを促す。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ 貴重な文化財の喪失への対策 【教育】

市内文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める。

○ 被災者等支援制度の周知 【市福、防安】

被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 【都建、防安】

県が作成した「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

○ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 【都建、防安】

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

○ 国土調査事業の推進 【都建】

復旧復興事業の円滑な実施のため、さらに国土調査事業を推進する。

第6章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市長、副市長、各部長等で構成する「小郡市地域強靭化計画推進会議」や地域強靭化施策・事業の効率的な推進を図るためのマネジメント会議などを設置して全序的に取り組むとともに、地域強靭化を実効性あるものとするため、本市だけでなく、国、県、隣接市町、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

- (1) 本計画に基づく地域強靭化施策の実効性を確保するため、地域強靭化施策ごとに、P D C A サイクルによる総合的・包括的な業績評価を行い、その結果を踏まえ、計画の見直し及び更なる施策推進につなげていく。
- (2) 業績評価は、決算の主要な施策・事業の成果に関する主要施策報告書から地域強靭化に関連する施策・事業を集約して進捗を確認する。また、他の地域強靭化に関連する施策・事業については、マネジメント会議などを中心に進捗を確認する。
- (3) 業績評価を適切に行い、地域強靭化施策の効率的な推進を図るため、地域強靭化に関わる施策・事業を集約して「個別事業一覧」を作成し、地域の強靭化の確実な推進を図る。
- (4) 本計画は、気象状況、自然災害の被害状況、施策・事業の進捗状況、社会経済情勢の推移等を勘案して、毎年度必要に応じて適宜の修正・見直しを行う。

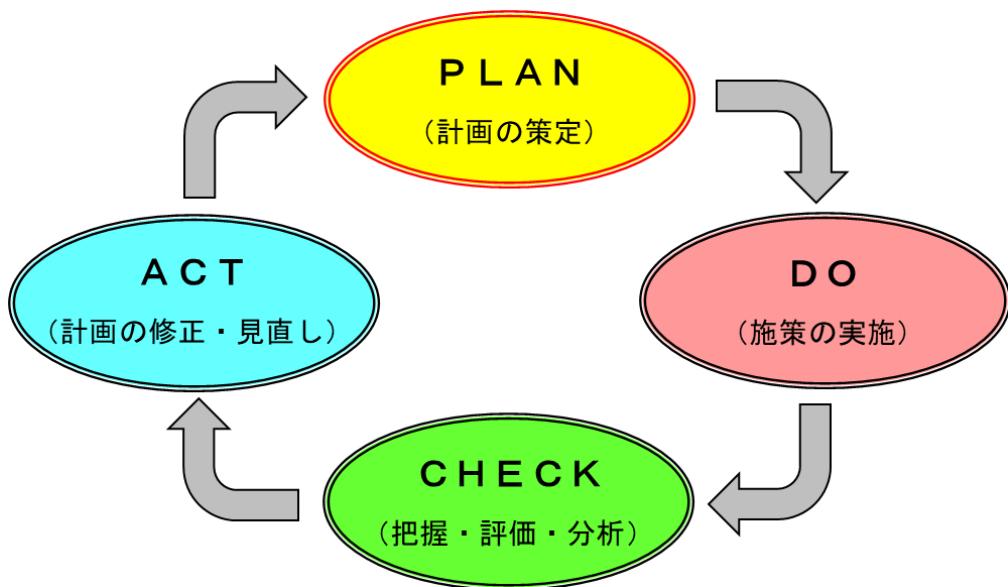


図 6－1 P D C A サイクル

付 錄

【リスクシナリオごとの脆弱性評価結果】

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

● 住宅、特定建築物（※）の耐震化 【都建、経政、教育】

県と連携して市民や設計者等に建築物やブロック塀等の耐震化の必要性を啓発している。内容としては、国・県の補助制度を活用し、昭和56年以前の旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震改修工事の補助や危険ブロック塀の除却の補助など行っており、引き続きこのような取組が必要である。また、防災拠点となる市庁舎や避難施設となる公共建築物等について、「小都市建築物耐震改修促進計画」や「小都市公共施設等長寿命化計画」等に定め、計画的な耐震化の取組を推進している。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

● 大規模盛土造成地の把握 【都建、防安】

令和2年度までに県は対象とする47市町村の大規模盛土造成地マップを公表した。小都市においてもその所在が確認されている。市民に対して大規模盛土造成地が身近に存在することを周知し、防災意識を高めて、災害の未然防止や被害の軽減につながる「防災まちづくり」に活かしていくことを目的に公表されている。大規模盛土造成地マップは、県内に分布する大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものであり、その箇所が地震発生時にかならずしも危険ということではない。また、県所管区域に現在のところ宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域」に指定した区域はないが、経年劣化や自然災害の激甚化に伴い、今後大規模盛土造成地マップをもとに2次スクリーニング計画の策定・実施、改修補助や住民説明会、点検・監視体制の強化や相談体制づくりを行う必要がある。

● 住環境等の整備 【都建、防安】

災害に強いまちづくりを推進するため、老朽住宅等の除却、生活道路・児童遊園等の公共施設の整備・改善を行う住環境整備事業や、狭い道路の拡幅整備を行う申請者に対し、国・県の交付金による補助を行っている。また、市場に流通していない空き家住宅が老朽危険家屋とならないように空き家バンク制度の登録促進を図り第三者による利活用を進める必要がある。

● 不燃化を行う区域の指定 【都建】

県と連携して建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定することで、市街地における防火対策を促進している。なお、都市計画法による防火地域又は準防火地域を除く市街地について、全て指定済みである。法に基づく区域指定による更なる防火対策の普及を図るために、引き続きこのような取組が必要である。

● 応急危険度判定体制の整備 【都建、防安】

県は、被災宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し、登録を行っている。また、県は、近年の災害を踏まえ、災害時における県外からの判定士の受入体制を整備するため、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの見直しを実施した。市は、被災宅地や被災建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、県との連携が必要である。

● 学校施設の耐震化及び老朽化対策 【教育】

小都市立学校施設については、平成23年度までに全施設の耐震化が完了している。また、学校施設敷地内のブロック塀についても、地震に伴うブロック塀の倒壊により小学校の児童が死亡した事故を受け、建築基準法に適合しないものの撤去を完了している。学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保は極めて重要であり、引き続き定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持管理を実施していく必要がある。

● 高齢者施設等の施設の耐震強度の維持及び強化対策 【市福】

耐震面で十分ではない施設について、耐震化や老朽化等の対策工事が必要であり、一定の耐震強度を有する施設にあっては、その維持及び更なる強化が必要である。

● 保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ等の施設の耐震強度の維持及び強化対策 【子健】

耐震面で十分ではない保育所・幼稚園・認定こども園等について、耐震化・老朽化等の対策工事が必要であり、一定の耐震強度を有する施設にあっては、その維持及び更なる強化が必要である。また、放課後児童クラブの施設については、リース期間満了後、順次建替えを行っているが、施設の建替えに併せて、施設の安全点検及び安全対策に努めるよう業務委託先に指導・助言を行っている。放課後児童クラブは、児童の家庭に代わる生活の場であり、安全性の確保が極めて重要であるため、引き続き安全点検・安全対策が必要である。

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

1－2 広域の河川氾濫・内水氾濫・高潮等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

● 河川、内水氾濫による被害を軽減するための流域治水対策の推進 【防安、都建、環経、教育】

・ 河川を中心とする対策

宝満川をはじめとする各河川には、堆積土による河床の上昇、狭あいな河道部分の存在、堤防嵩の不足、河道内の樹木等の繁茂、必要性を喪失した堰等や河川管理施設の存在等、河川の流下能力を阻害する要因が諸所に存在しており、計画的な改修・整備による河川の流下能力の向上施策を推進する必要がある。また、河川の増水時において支流合流部における内水氾濫を軽減するための排水機能等を整備する必要がある。

・ 流域を対象とした対策

気候の変動等により雨水の河川への流入量は増大する一方であり、雨水貯留施設の設置、雨水浸透機能の保持、雨水流路の機能保全・強化などによる河川への雨水流入量の軽減策により河川のピーク流量を抑える施策を市内全域、更には近隣自治体を含めた流域で推進する必要がある。また、輪中堤・防水壁などの整備による住宅地等への直接的な浸水防止策により市民の生命・財産を守る施策が必要である。

● 治水（浸水）対策の推進 【経政、環経、都建】

近年発生している豪雨災害による浸水対策としては、河川改修だけでは治水対策の効果が十分でないため、流域全体での流域治水として取組（対策）を講じる必要がある。

● 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進 【環経、都建】

一定規模を有する企業立地に伴う土地利用の変更により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つとして雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出の抑制を推進しており、本市へ立地する企業に対し、必要性等について理解を求めている。大雨時における周辺地区の安全性確保を図るため、引き続き、本市への立地企業への説明・理解が必要となる。

● 下水道による都市浸水対策 【都建】

近年の集中豪雨や農地の宅地化による降雨時の出水量の増加に伴い、市内各地で内水氾濫による被害が多発しており、雨水幹線改修などの都市浸水対策を行ってきた。今後も浸水対策の強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 水門操作による支川流域の浸水被害の防止及び河川管理者（国・県）への改善要望【都建】

宝満川の水位が上昇し、支流の築地川、法司川の水位より高くなると支流への逆流が発生するため、樋門、水門の適切な開閉操作により逆流防止対策を行い、外水被害の低減を図っている。また、支流流域の内水氾濫による家屋等へ浸水の危険が高くなるため、適切な樋門、水門の開閉操作を行うことが必要である。さらに、河川管理者（国・県）の計画的な河川改修や記録的な豪雨対策について、連携して推進する必要がある。

● 洪水、内水氾濫等に対するハザードマップの作成 【防安、都建、環経】

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、市では、洪水ハザードマップ及び防災重点ため池ハザードマップを作成している。また、高潮ハザードマップについては、県が令和元年度に作成・公表している。洪水ハザードマップについては、平成31年4月に水防法の改正に基づく、宝満川における想定最大規模降雨（L2）に対応したハザードマップへ見直しを行い、全戸配布を行っている。内水ハザードマップについては、過去の内水氾濫実績等に基づく調査を行って作成し、市民への公表・配布により、市街地等の浸水に対する避難体制の強化を図る必要がある。大雨時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、引き続き、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、防災重点ため池ハザードマップ等の市民への情報提供について取組が必要である。今後は、市民がそれぞれの居住地等の危険を認識しやすいハザードマップとするため、各種のハザードマップを冊子式に編綴し、地域ごとに分割する等の取組が必要である。

● 大雨等を想定したタイムラインの策定・運用 【防安】

市では、大雨における気象・河川情報等に応じて市がどのように対応を行っていくかを時系列で整理したタイムラインを令和元年6月に作成して、逐次の修正を加えつつ運用しているところである。大雨の予測時には、このタイムラインを活用して、気象・河川水位等の情報収集、住民に対する適時適切な情報提供や、避難情報の発令、関係機関との連携、現地における災害対応等に活用している。また、令和2年8月に台風災害に備え、県のタイムライン及び市の大気時の大気時タイムラインを参考として、県、市、住民が台風接近時にどのように対応を行っていくかを時系列で整理したタイムラインを作成して、住民に対する適時適切な情報提供や、避難情報の発令に活用している。今後も大雨や台風に伴う洪水・内水氾濫、台風災害等に対する災害対応の遅れや漏れを防ぐため、引き続きタイムラインの見直し等の取組が必要である。

● 適時適切な避難情報等の発令 【防安】

市では、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、市の特性等を加味した「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」及び「小郡市大雨タイムライン」等を策定し、避難情報を発令する際の発令基準やその伝達方法を定めている。避難情報発令の判断基準については、小郡市の地域特性及び過去の災害実績等に基づき定めているが、厳しさを増す気象状況や市の地域特性の変遷に応じた適切な避難情報の発令ができるよう、引き続き国の指針等に基づき、適時の見直しを図っていくことが必要である。

1－3 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

● 土砂災害に対するハザードマップの修正、避難体制の強化 【防安】

県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に基づき、土砂災害警戒地域内及び近傍居住住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行うとともに、市内における土砂災害警戒区域を洪水ハザードマップ上に明記して作成し、平成31年4月に全戸配布により市民に普及を図ったところである。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者、住宅関係団体に対しては、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度についての説明や周知を行っている。県による土砂災害警戒区域の指定は完了しているが、土砂災害警戒区域の地形改修等による土砂災害警戒区域の指定解除や宅地等の開発に伴う新たな土砂災害警戒区域の指定などの見直しを県と連携して適時行うとともに、ハザードマップ修正・配布などによる実効性のある警戒、避難体制の構築・強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

1－4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

● 防災情報通信基盤の整備 【防安】

県が整備する地上無線や衛星無線などを組み合わせた二重の無線通信回線、非常用電源を備えた「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」を引き続き活用して、県及び防災関係機関との連携体制を確保する必要がある。また、市独自で整備しているMCA無線方式の「防災行政無線（スピーカー式放送局及び無線交信局）」を引き続き維持し、市民に対する災害情報等の伝達手段及び災害対応時等における通信手段を継続的に確保する必要がある。更に、インターネットを介して登録者にメール、電話、FAXによる情報を伝達する「災害情報等配信システム」、携帯電話会社と連携した「エリアメール」、県が整備する「防災メールまもるくん」などの情報伝達手段の維持が必要である。これらの防災情報通信基盤による情報の収集・伝達を確実に実施するため、継続的な維持管理を行うとともに、市民に対して防災情報を、より確実に伝達するために新設住宅地や音達が不十分な地域に対するスピーカー放送局の増設・拡充や戸別受信機等の防災通信基盤の着実な拡充・整備が必要である。

● 災害情報の収集・共有手段の整備 【防安】

災害発生時の情報収集は、市民・関係機関からの電話連絡、現地に派遣された職員・消防団員からの無線・電話報告による情報収集が主体であり、映像・位置情報を含めたリアルタイムでの情報収集に制約がある状況であり、令和2年度から職員の私用携帯電話を使用したSNS経由での映像を含めた情報収集を取り入れたところではあるが、私用携帯電話の使用による故障、費用弁償の問題もあることから、市としての災害情報を収集・共有する手段の構築が必要である。

● 指定避難所及び避難所以外の避難者の支援体制 【防安】

指定避難所の運営においては、災害発生2日後以降の努めて早期から自主防災組織等を中心とした地域住民による自主的な避難所運営を行っていく必要があることを校区・行政区における防災研修や防災訓練を通じて周知していくとともに、市としての指定避難所・福祉避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外における避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した「避難所運営マニュアル」の拡充を行っていく必要がある。更に、感染症等の感染防止策を含めて安全・安心な避難所の開設・運営に関してマニュアルの充実を図る必要がある。

● 多数の人が集まる場所等における避難対策 【防安、環経、市福、教育】

大規模集客施設などの多数の人が集まる場所では、災害時に利用者を安全に避難させるため、管理者等はあらかじめ避難誘導体制を整備する必要がある。また、円滑かつ迅速な避難のため、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN(Wi-Fi)を設置して情報伝達手段の多重化の推進が必要である。

● 避難行動要支援者の支援体制の整備 【市福、子健、防安】

市では、平成30年度に避難行動要支援者台帳の作成を行っており、名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、各行政区又は自主防災組織による避難行動要支援者の個別支援計画の策定を進めている。市は、作成した避難行動要支援者台帳を各行政区に配布する際に個別支援計画の様式の一例を併せて配布して作成を促すとともに、校区・行政区の防災研修、防災訓練時等に取組強化の研修を行い、個別支援計画の策定を地域防災力強化事業費補助金の補助率アップの条件とするなどの推進施策を実施しているが、個別支援計画の作成は低調なままである。

また、避難行動要支援者台帳の更新や新規登録の案内が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に実施できていないことが課題となっている。

今後は、自然災害の脅威が増大することが予測され、高齢者、障がい者、在留外国人等の避難行動要支援者に対する避難支援を具体的に推進していく必要性が益々増加している。このため、区長・民生委員等と連携した避難行動要支援者名簿の更新、個別支援計画策定研修の拡充などの推進が今後も必要である。

● 防災教育の推進 【教育、子健、防安】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各小中学校、各放課後児童クラブ等が行う防災に関する学習や防災訓練の実施している。また、災害発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行っている。学校等における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

● 保育所・幼稚園・認定こども園等における災害対応マニュアル、訓練等の整備・充実、防災教育・啓発の推進 【子健】

地震、風水害等の自然災害から生命、財産等を守るために教育・啓発・訓練等の充実・強化が必要である。保育所等の施設側の対策及び園児・保護者に対する教育・啓発の両面での充実・強化が求められる。

● 防災等についての広報啓発の推進 【経政、防安】

災害時に市民一人ひとりが命を守る行動をとるためにには、日頃から防災に関する知識、避難所情報、災害に関する情報収集手段などを知つてもらうことが必要である。近年は梅雨時期の前に広報紙で防災情報を中心とした特集を年1回で組んでいるが、外国人住民の増加など情報の受け手側である市民の多様化などを踏まえ、これまで以上に様々な分野・視点・媒体からの広報啓発活動を推進する必要がある。

● 外国人に対する支援 【経政、防安】

災害時に市内に所在する外国人の適時適切な避難が行われるよう、県が作成した多言語防災ハンドブックの配布や市のホームページの中に外国人に分かり易い日本語で記述した特設ページを設けている。また、「災害時の外国人支援に係る動画」などを掲載して外国人に対する支援を推進している。市内に所在する外国人の増加と共に外国人が被災する危険性が高まっていることから、引き続き外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識や災害時の情報伝達手段の普及などの取組が必要である。

● 避難行動等の教訓の広報啓発 【防安】

県から配布された「福岡県防災ハンドブック」(平成30年4月)を各校区防災部会及び各行政区(自主防災組織)に配布して、防災研修・訓練等における啓発に活用している。市では、平成31年4月に「小郡市洪水ハザードマップ」を市内の全戸に配布し、市の広報紙に梅雨前、台風シーズン前等の適時に防災啓発及び災害時の避難促進記事を掲載している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策における避難行動に関するチラシを配布する等、適時の知識普及、啓発を行っており、今後も市民の命を守るため、適切な避難行動の啓発を図る必要がある。

● 災害情報の発信 【防安、経政】

災害発生時に市民一人ひとりに命を守る行動をとつてもらうためには、災害情報を迅速かつ正確に提供・通知することが必要である。災害情報に関しては、現在広報担当でホームページ・各種SNS・Googleマップ・報道発表を、防災担当で防災無線・防災メール・エリアメール・Yahoo防災を活用しているが、情報発信の詳細な手順や発信基準が定まっておらず、担当者の経験・工夫・裁量によるところが多くなっているため、運用の安定化・簡素化のために基準・指針等を定める必要がある。

● 市内幹線道路(都市計画道路、補助幹線道路等)の整備 【都建】

災害発生時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

● 公助による備蓄の推進 【防安】

市では、小郡市災害時備蓄計画（平成24年12月策定（令和元年12月改訂））に基づき、食料、飲料水、生活物資、避難所運営に必要な資機材、救出・応急処置に必要な資機材等の備蓄を行うとともに、災害時における災害応急対策の実施に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の物資の供給やその保管場所を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。特に、令和2年の新型コロナウイルス感染症対策として、フィジカルディスタンス確保のためのパーテーション、マット等の備蓄を追加するとともに、パーテーション・ベッド等の段ボール製品の供給等、避難所生活の環境改善等のための協定を締結し、防災体制の強化を図ってきた。公助による備蓄・調達の更なる推進を図るとともに、備蓄物資・供給物資の輸送力確保に係る民間事業者との協定締結等の取組を推進する必要がある。

● 自助・共助による備蓄の推進 【防安】

市では、小郡市災害時備蓄計画において、食料・飲料水等の備蓄品の備蓄割合を、自助として市民自身の家庭内備蓄（3日分）で約70%、共助として行政区等の地域内備蓄、事業所などの企業内備蓄、協定締結事業者の流通在庫備蓄等で約20%、公助として市による備蓄で約10%を備蓄することとしている。備蓄計画の大半を占める自助による備蓄を促進するため、校区・行政区の防災研修・訓練等において家庭内備蓄の啓発を行うとともに、市の広報紙における広報・啓発を実施してきた。また、各行政区（自主防災組織）における備蓄を促進するため、地域防災力強化事業費補助金による支援を行うとともに、事業者等による災害時における物資供給の拡充のため、市内及び近隣事業者との物資供給等に係る協定の締結を推進してきたところである。市内における更なる備蓄の促進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

2－2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

● 災害情報の収集・共有手段の整備 【防災】

災害発生時の情報収集は、市民・関係機関からの電話連絡、現地に派遣された職員・消防団員からの無線・電話報告による情報収集が主体であり、映像・位置情報を含めたリアルタイムでの情報収集に制約がある状況であり、令和2年度から職員の私用携帯電話を使用したSNS経由での映像を含めた情報収集を取り入れたところではあるが、私用携帯電話の使用による故障、費用弁償の問題もあることから、市としての災害情報を収集・共有する手段の構築が必要である。

2－3 警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞

● 三井消防署の建替え 【防災】

老朽化に伴う三井消防署の建替えにより消防機能の充実・強化を図るため、久留米広域消防本部と連携した計画的な推進が必要である。

● 常備消防の充実強化 【防災】

市では、平成21年4月の久留米広域消防本部発足以降、地域実情に応じた負担金を支出することで、消防サービス（火災・救急・救助）、建築物の火災予防及び危険物施設の安全確保、防災・防火思想の普及・啓発などの消防機能を確保している。久留米広域消防負担金は市の財政上大きな負担ではあるが、安全・安心な市民生活を守るために、地域実情に合わせた負担金の負担、老朽化した三井消防署の防災・減災拠点の機能を備えた建替え、消防職員の不足を解消するための募集・増員施策などの常備消防の充実強化を図るための取組が必要である。

● 市消防団の充実強化 【防災】

昭和30年の消防団発足以降、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の待遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入、行政区を通じた消防団員の入団促進などを行っている。消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、災害種別に応じた機能別団員（特定災害）の新設、消防団装備の充実などの施策を含め、消防団機能の維持・向上のための取組が必要である。

● 自主防災組織の充実強化 【防災】

市では、平成25年度から各行政区ごとの自主防災組織の設立促進を図り、62行政区のうち61行政区に自主防災組織を設立している。引き続き全ての行政区における自主防災組織の設立を目指すとともに、既存の自主防災組織の活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした防災研修・訓練における支援の積極的な実施、出前講習の実施などを行っていく必要がある。自主防災組織の活動の準拠となる地区防災計画の作成のため、「地区防災計画作成マニュアル」を作成し、地区防災計画の作成を促すことにより自主防災組織の活動の活性化を促す必要がある。また、自主防災組織の活性化の骨幹を担う人材として防災リーダーを養成・育成するための防災リーダー認定講習会・防災リーダーフォローアップ研修の取組を継続的に実施す

る必要がある。更に、自主防災組織の共助による救出・救護、自治公民館等の自主避難所運営のための資機材等を整備するための補助を継続的に推進する必要がある。各行政区に居住する避難行動要支援者に対する支援体制についても、区長、民生委員と連携して、自主防災組織を主体として具体的な個別避難計画の策定を推進していく必要がある。継続的かつ具体的に自主防災組織の活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

2－4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

● 帰宅困難者に対する支援 【防安、経政】

災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、県が行っている事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーションの整備と連携して、小郡市内における帰宅困難者の実態調査を行うとともに、災害時の情報収集伝達体制の構築、一時滞在への支援のため、一時滞在所の確保や事業所等との協定締結による支援・協力体制の確保などに関する取り組みが必要である。帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、このような取組が必要である。

2－5 被災地における医療機能、福祉機能の麻痺

● 現場（急性期医療）の医療機能確保 【子健】

災害急性期（おおむね48時間以内）における医療機能の確保が重要であるが、市独自にその機能を有していない。

● 避難所・現場救護所の医療機能確保 【子健】

避難所・現場救護所における医療を市単独で行うことは困難であるため、小郡三井医師会等をはじめとした関係機関等と連携できる体制が必要である。

● 被災地における精神科医療及び精神保健活動への協力 【子健】

被災地における精神科医療及び精神保健活動確保が重要であるが、市独自にその機能を有していない。

● 福祉避難所に必要な機能整備・確保 【子健、教育】

あすてらすは、太陽光発電により福祉避難所としての使用が想定される箇所（健康課事務室、多目的ホール、交流プラザ及びそれらを繋ぐ廊下）の照明及びコンセントが確保されている。停電時は屋内トイレが使用不可となるが、屋外トイレは使用可能である。上水は貯水槽からポンプで施設内に送水しているため停電時は使用不可となるが、貯水槽自体から引水することで最低限の使用が可能となる。また、生涯学習センターは、停電時に一部の屋内トイレや上水が使用できるよう整備を行っている。

福祉避難所としての短期間における最低限の機能は備えているが、福祉避難所開設の長期化には、停電時に下水排水機能が停止するなどの多くの制約があり、更なる設備機能の強化が必要である。

2－6 被災地における疾病・感染症の大規模発生

● 疾病・感染症の予防・まん延防止 【子健】

疾病や感染症のまん延防止のため、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう県や関係機関との情報共有が必要である。発生時の対応について平時から県と情報共有を行い、また、災害時における保健活動マニュアルについて定期的に見直すことも必要である。

2－7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

● 指定避難所等の避難場所の確保 【防災】

市は、指定避難所（指定緊急避難場所）として令和2年8月の時点で28箇所（27箇所）を指定している。また、民間施設と災害時協力協定を締結して、福祉避難所として7箇所、一時避難場所として2箇所を確保している。実情として、指定避難所等としての機能が不十分な施設、市の居住地域人口比率の観点からは不十分な避難場所の確保状況にあり、市の保有施設、国・県の施設を活用した指定避難所の整理と民間研修施設等の活用（協定締結）による避難場所の確保を図る必要がある。引き続き、実情に合わせた避難場所の確保体制を拡充する必要がある。

● 避難所施設等（校区コミュニティセンター、小中学校、教育集会所等、高齢者社会活動支援センター）の整備 【市福、教育】

校区コミュニティセンター、小中学校、教育集会所、高齢者社会活動支援センター（指定管理者）等が指定避難所として指定されているが、停電時の自家発電機能が整備されておらず、停電時には給水機能が停止したり、老朽化による雨漏りや各種機械の不調を抱えていたり、トイレや階段などの施設のバリアフリー化に対応できていない施設がある。また、自治会が所有する61箇所の自治公民館の活用が期待されるが、旧耐震基準で建築されているものや、老朽化によって大規模改修の時期を迎えている建物が多数ある。施設の維持管理にあたっては、避難所機能を踏まえた計画的な修繕計画を立て、年次的な取組を行うことが必要である。

● 健康管理体制の構築 【子健】

災害時の市民の健康管理において、県等の関係機関と連携できる体制が必要である。

● D H E A Tによる保健医療行政の指揮調整機能等への協力 【子健】

災害時に県及び保健所による保健医療対策が行われる場合、市としてそれに協力・連携する体制が必要である。

● 避難所の女性に対する暴力の排除と被害者の保護 【経政】

避難所における避難生活が長期化した場合、女性や子供等に対するD Vや性暴力が発生する可能性があることを知つてもらうことが必要である。D V等の防止に関する啓発は、広報紙や市のホームページを活用して行っているが、災害発生時の視点も含めて啓発活動を推進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

● 防災拠点となる公共施設の整備 【防安、経政、都建、教育、子健】

災害時の防災拠点となる施設等の整備を推進するとともに、市としての防災拠点である市庁舎、市体育館、三井消防署の老朽化に伴う建替え構想と市としての中・長期的な防災拠点の整備構想を連携させて、市内に散在する小郡市総合保健福祉センターあわせてらす、生涯学習センター等の公共施設を含めた長期的な市の防災拠点の整備計画を確立する必要がある。これらの整備構想・計画に基づき、計画的に防災拠点の整備を推進して安全・安心なまちづくりを推進することが必要である。

● 業務継続体制の確保 【防安】

災害時の市の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、令和2年9月に「小郡市業務継続計画」を策定している。計画は策定済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要である。また、計画上で検討している災害時に市の業務継続を最低限実現するために必要な代替庁舎の整備、非常用電源の確保、職員用食料・飲料水の備蓄、衛星回線等の通信手段の確保、トイレの確保等の施策・取組・事業を着実に推進しなければ、災害時に市が果たすべき機能を發揮し得ないおそれがある。

● 各種防災訓練の実施 【防安】

地域住民の防災意識の高揚と防災関係機関の連携強化等を図るため、隔年で、「小郡・大刀洗地域防災訓練」を実施し、市独自として消防団と関係機関の水防能力の向上のため毎年度「小郡市水防訓練」を実施している。市民及び市職員の防災意識の高揚、防災担当職員の知識・技術の向上、関係機関との更なる連携強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 受援体制の確保 【防安】

災害時に市の災害対応能力を補完するため、市外からの支援を効果的に受け入れるための「小郡市災害時受援計画」を令和2年9月に策定し、市外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保している。受援体制の更なる充実・強化を図るとともに、計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや受援対象業務の業務マニュアル等の作成、計画に基づく訓練等の取組が必要である。

● 災害対策本部設置運営訓練等の実施 【防安】

市では、市の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部設置運営訓練、避難所開設運営訓練、本部対策班運用訓練等を時宜に照らして計画的に実施している。それぞれの訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応における各種マニュアルなどの見直しを行っている。市の災害対応能力の向上を図るため、継続的かつ計画的な訓練の実施が必要である。

● 災害対策本部機能の整備 【防安】

市の災害対策本部は、令和2年度から災害発生のおそれがある都度、防災安全課執務室を使用してレイアウトを定めて開設している。県の防災・行政情報通信ネットワーク、防災行政無線、Jアラート、地震計モニターなどの情報機器が防災安全課執務室に固定設置されていることから、専用の災害対策本部室を常設して設置することも困難であり、紙ベースの地図とホワイトボード、プロジェクターなどを活用して、その都度開設しており、各対策班への対応指示や情報共有は連絡員又は電話によって実施している。気象・河川情報等を常時モニターできる機能、災害情報等を随時電子地図上に標示してネットワーク上でも共有できる機能、現地からの映像情報をモニターできる機能など災害対策本部業務をより効率的に行い、市全般としての情報共有をネットワーク上で実施できる機能の継続的な整備が必要である。

● 罹災証明の迅速な発行 【環経、防安】

平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等で見られたとおり、罹災証明書の発行を迅速に行うことが、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修、専門事業者等との協定締結等、災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。市では、令和元年10月に公益財団法人福岡県不動産鑑定士協会との間で住家被害認定調査等に関する協定を締結しているが、市職員により災害発生時に罹災証明を迅速に発行できる体制を確保するため、職員を調査・判定方法等の研修に参加させるなどの施策を推進する必要がある。

● 防犯、交通安全体制の確保 【防安】

県警本部と連携した防犯、交通安全施策を推進しており、地域防犯活動推進団体の認定、防犯パトロール協力員の登録、防犯パトロール車の貸出し、防犯灯の設置・管理、行政区による防犯灯設置費の補助などの具体的施策による防犯体制の拡充を推進するとともに、交通安全の普及、交通道徳の高揚、交通環境の整備・改善等により交通事故・交通犯罪の絶滅に向けた施策を推進している。災害時にも市民の安全・安心な生活環境を維持・増進するため、今後もこれらの施策の推進が必要である。

● 火葬場の防災能力強化 【環経】

市の火葬場は一級河川の宝満川と隣接しており、堤防が決壊した場合は浸水により火葬が行えなくなる事態が予想される。また、近年の豪雨災害時には宝満川に接続する口無川が氾濫し、火葬場への道路の大半が通行止めとなる事態に陥っている。市民に安定した火葬行政を提供するため、施設及び周辺インフラの防災能力の強化を図りつつ、火葬不能に陥った際のために他の火葬場との広域連携を推進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

● 情報伝達手段の確保 【経政、防安】

平常時、市から市民への情報伝達手段としては、広報紙、回覧板、行政区掲示板、ホームページ、複数のSNS等を活用しているが、災害時にはこれらの手段が一時的または長期にわたって利用できなくなることが考えられる。非常に何らかの情報伝達手段を残す可能性を上げるために、できる限り多くの情報伝達手段を確保し、市民に周知しておく必要がある。また、インターネット経由特にSNSによる情報発信に関しては、緊急時（府外からの発信の必要があるとき・府内のインターネット環境が利用できないときなどを含む。）には全職員に対し、私用端末からの情報発信を認めているが、費用弁償の問題もあることから、できれば市として非常用の情報発信方法・設備を確保しておくことが望ましい。

● 災害・防災情報伝達手段の整備 【防安】

市民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、市では、防災行政無線（スピーカー式放送局）に加え、登録制の災害情報等配信システム、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を行っている。市民に対する災害・防災情報のより確実な伝達手段の拡充・強化を図るため、戸別受信機の導入や防災行政無線（スピーカー式放送局）の増設・拡充、より広域に伝達可能なシステムの導入など、継続的な取組が必要である。

● 市民の災害・防災情報伝達手段への登録促進 【防安】

災害・防災情報を登録者に対して電子メール等で提供するシステムである市の「防災情報等配信システム」や県が行っている「防災メールまもるくん」への登録促進のため、市の広報紙への情報掲載や県のリーフレット・ポスターの配布・掲示等を通じた周知を行っている。「防災情報等配信システム」及び「防災メールまもるくん」による災害・防災情報の伝達をより多くの市民に拡充するため、更なる普及・啓発を図る取組が必要である。

● 災害・防災情報の利用者による情報入手手段の確保対策の促進 【防安】

市が発信した災害・防災情報を確実に市民（登録者）等が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給（電力）が必須であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保が必要である。市民等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、小郡市災害時備蓄計画に基づき、情報の送り手側である公助（市）による発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である市民や自主防災組織等に対し、発電機、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかけており、引き続きこのような取組が必要である。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

● 避難所におけるエネルギーの自給自足化 【環経】

災害発生時、多くの市民が避難所に避難するが、電力を自給可能な避難所は市内に3か所しかない。仮に電力会社からの電力供給が寸断された場合、避難所としての機能は著しく低下し、避難者の健康等を著しく損なう危険性がある。近年は電力供給が長期間かつ広範囲に寸断される事態も発生しており、避難時の市民の生命を守るためにも避難所のエネルギー自給体制を整備する必要がある。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

● 老朽施設・管路の更新と耐震化 【環経】

災害時における水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を行うため、施設の効果的な更新計画を策定し、耐震性能を有していない大刀洗配水場No.1・2配水池及び小郡ニュータウン配水場配水塔の耐震化工事を行う必要がある。また、管路の新たな更新計画と併せて、耐震化計画を策定する必要がある。

● 応急給水能力の向上 【環経】

大規模な断水事故などが発生したときに、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水などを備蓄していく必要がある。

● 危機管理対策の強化 【環経】

迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう、防災訓練や模擬事故訓練、危機管理研修等を実施するとともに、危機管理マニュアルの精査や事業継続計画（B C P）の策定する必要がある。

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

● 下水道施設の耐震化 【都建】

大規模な地震が発生した場合、下水道施設が損壊すると道路上に汚水が溢れたり、トイレが使用できなくなるほか、道路が陥没して緊急車両が通行できなくなるなど、被害がさらに大きくなるおそれがある。下水道施設の中でも、震災時の下水処理機能や交通機能を確保するため、避難路、軌道及び緊急輸送路に埋設されている管渠を「重要な管渠」と位置付け、耐震化を進めていく取組が必要である。

● 下水道B C Pの実効性の確保 【都建】

災害等の危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道B C Pを策定している。今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道B C Pの情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要がある。

● 淨化槽の整備 【都建】

浹化槽については、福岡県汚水処理構想（平成29年3月策定）に基づき、老朽化した単独浹化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浹化槽への転換を促進する必要があり、合併浹化槽設置への助成制度を設けている。合併浹化槽への転換を一層促進するため、引き続きこのような取組が必要である。

● 不明水対策事業 【都建】

市の公共下水道は分流式（汚水と雨水を別々に処理）で整備をしているが、豪雨の際は污水管渠内に大量の不明水（雨水）が侵入し、住宅内の排水設備から汚水が逆流しかねない危険な状況が近年続いている。不明水に起因する被害を出さないよう、必要な調査や対策を実施する取組が必要である。

5－4 交通インフラの長期にわたる機能停止

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

● 市道整備の推進 【都建】

災害発時において、地域住民の安全な避難路の確保や頻発する道路冠水の緩和のために、路側帯のカラー舗装整備や市道の側溝整備が必要であるが、未整備箇所や住宅団地側溝についても未改修箇所が多く、十分に整備出来ていない。また、幹線道路や生活道路の老朽化などによる市道の改修や舗装の更新などが必要であるため、これらの整備について計画的に推進する必要がある。

5－5 防災インフラの長期にわたる機能不全

● 災害・防災情報伝達手段の非常電源の整備 【防安】

市の災害・防災情報の収集・伝達の主要手段であるMCA無線機（スピーカー式放送局及び無線交信局）は、災害（停電・落雷）の影響により放送局・中継局における商用電力の供給断が発生している。MCA無線機のスピーカー式放送局及び無線中継局には、商用電源が停止しても48時間程度の非常用電源（バッテリー）が設置されているが、災害時における長期（72時間以上）の停電等による商用電源の供給断に備えた非常用電源の強化、非常用発電機の設置準備等の機能喪失防止設備の整備が必要である。

● 防災拠点の非常用電源の確保（72時間以上）【防安】

市の防災拠点として、市庁舎（本館、東別館、西別館、南別館、北別館）、代替庁舎（あすてらす、文化会館等）、指定避難所（市内小中高校×15校、校区コミュニティセンター×7館、その他の公共施設×4箇所）、福祉避難所（あすてらす、生涯学習センター）、物資集配拠点としての市体育館などがあるが、小郡市業務継続計画で検討しているとおり、非常用電源は一部しか確保されておらず、国・県から求められている災害時の電力供給断において72時間以上の機能維持は困難な状態にある。市庁舎、代替庁舎及び福祉避難所全体の非常用電源設備の整備、指定避難所における防災倉庫備蓄発電機等による電源確保体制の拡充・強化により、防災拠点における長期の災害対応及び避難生活を維持できる体制を確保することが必要である。市体育館の建替え構想に当たっては、防災拠点としての機能を付加した設備として非常用電源設備を含めた計画を立てることが必要である。非常用電源設備等の整備に当たっては、非常用電源設備を稼働するための燃料の備蓄設備等についても併せて整備することが必要である。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

● 企業BCPの策定促進 【環経】

中小企業等へのBCP策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや小郡市商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組を支援している。

緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取組が必要である。

● 商工業者への事業継続支援 【環経】

被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県、小郡市商工会などの関係団体と情報共有を図るなど、関係機関の連携体制を整えている。

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

6-2 食料等の安定供給の停滞

● 農業用水利施設の老朽化対策 【環経】

農業生産力の維持安定を図るため、県事業にて農業用水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策に取り組んでいる。

● 農業用ハウスの補強 【環経】

近年、台風が強大化することによるハウスの損壊が発生している。また、集中豪雨の頻発が農地への浸水を引き起こし、ハウス内に設置している給水ポンプ等が、冠水によって機能不全に陥ることが毎年のように発生している。

● 国、県道の整備推進 【都建】

災害発生時に、物資供給が長期停止とならないよう、緊急輸送網を確保するため、国道3号鳥栖久留米道路や県道久留米筑紫野線の4車線化などの整備を国、県と共に推進することが必要である。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池の決壊、宝満川等の堰・樋門・水門の損壊等による死傷者の発生

● ため池の防災・減災対策 【環経、防安】

国は、近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、防災重点ため池の選定基準の見直しを実施した。市では農業用ため池55箇所のうち30箇所の防災重点ため池を選定している（旧基準0箇所）。決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設があり人的被害を与える恐れがあるため池を防災重点ため池として選定しており、災害時の避難、施設の補強・維持管理に関する課題の解決が求められている。施設の改修については、ため池管理者からの申請により防災・減災事業の実施に取り組んできたところであるが、近年の災害の多発や施設の老朽化などの状況を踏まえ、今後は計画的に改修を実施していく必要がある。

● 宝満川等の堰等の管理 【環経】

豪雨時には、宝満川の水位が上昇し、越水や氾濫の可能性が高くなるため、管理者と協議し、宝満川の4箇所の可動堰を転倒させ、河川の流下能力を高める必要がある。また、小河川や水路の水門の多くは、増水時には手動による扉の引き上げ操作が必要であり、操作者の危険を伴うため、自動転倒堰へ改修し操作者の安全確保策が必要である。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

● 毒劇物流出等防止及び二次災害防止対策 【環経】

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等に基づく県の取組について、初動対応等で日頃から県や関係行政機関との連絡・協力体制を確保している。災害等による有害物質の大規模な流出・拡散を想定して、連絡・協力体制の強化を図らなければならない。

7-3 農地・森林等の被害による荒廃

● 地域における農地・農業水利施設の保全 【環経】

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等、農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきていることから、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援している。農地等の地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取り組みが必要である。活動組織25組織。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

● 災害廃棄物の安定的な処理 【環経】

災害時に迅速かつ適切に処理が行えるよう、令和元年6月に災害廃棄物処理計画の策定を行った。しかし、一次仮置き場の選定や当市の廃棄物処理施設であるクリーンヒル宝満での処理が困難な廃棄物の具体的な処理方法など未策定な部分がある。今後、具体的な処理方法について民間企業や関係団体と日頃から連携、協議し、決定していく必要がある。

● 市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備 【都建】

災害発生時における輸送手段などを確保するため、各拠点や緊急輸送道路などへ繋がる交通ネットワークとなる市内幹線道路の着実な整備が必要である。また、風水害に対する安全性の確保の為にも市内幹線道路の着実な整備が必要である。更に、災害発生後においても地域社会・経済が迅速に回復できるよう、市内の各地域に繋がる交通ネットワークの軸となる市内幹線道路の整備が必要である。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

● 防災担当職員等の育成 【経政】

市の防災担当職員を育成するため、国・県の研修・講習会への参加、防災士資格取得機会の付与、災害復旧事業の解説DVDの配布などの取組や、実践的な災害対応能力を高めるための訓練・研修等を行っている。防災担当職員等の更なる育成のため、引き続きこのような取組が必要である。また、災害対応は防災部局の職員のみならず全庁的な対応が必要であるため、全ての職員が市民の生命と財産を守る責務を有するという自覚を持ち災害対応に当たれるよう、引き続き研修等を通して職員の危機管理意識の向上を図る取組が必要である。

● 災害ボランティア活動の強化 【市福、防安】

災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、県の開催する災害ボランティアコーディネーターの養成や災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成のための講習会等を活用して、市職員、小郡市社会福祉協議会職員等の知識・技能の向上を図る必要がある。平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等の教訓から、災害ボランティア活動における関係機関の役割の明確化と連携方策の検討が必要であるという課題があり、市としても災害ボランティア活動の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

● 地域コミュニティの活性化 【市福】

被災により、コミュニティの機能が失われることにより、被災者の安否確認や避難所の運営、復興に向けた地域内での意思統一に困難が生じる可能性がある。

8－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

● 貴重な文化財の喪失への対策 【教育】

市内文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

● 被災者等支援制度の周知 【市福、防安】

大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となる。県では、各種被災者支援をまとめて「被災者支援関連制度」として、ホームページで公表を行っている。市でも国・県の被災者支援関連制度と市独自の支援制度を市のホームページで広報している。より一層の周知が必要であるため、引き続きこのような取組が必要である。

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

● 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 【都建、防安】

県は、平成24年度に「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、地震防災アセスメント調査による想定地震被害から建設必要戸数（避難世帯数から民間賃貸住宅の借上げ可能戸数を控除して算定）を想定し、最大となる建設必要戸数の供給体制の確保、建設に必要な用地の確保、仮設住宅の仕様、建設・運営・撤去までの事務、執行体制等を定めた。市は、被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、予め住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努めている。県は、災害時における必要な仮設住宅の供給に備えるため、プレハブ造の仮設住宅について一般社団法人プレハブ建築協会との間で建設に関する協定を締結（平成7年3月）した。また、木造の仮設住宅の供給体制の充実を図るため、建設に関する協定を、県内の建設業者で構成された福岡県建築物災害対策協議会（平成28年6月）、タマホーム（株）（平成29年11月）、一般社団法人日本木造住宅産業協会（平成30年2月）及び一般社団法人全国木造建設事業協会（平成30年6月）の4団体と締結するとともに、供給体制の強化を図るために、協定締結団体への研修会等を実施することとしている。今後も、災害時に応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を維持することが必要である。

● 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 【都建、防安】

県は、災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅に関する応急的な住宅支援について取りまとめた「災害時における住宅支援手引書」を作成（平成29年度）し、市等の公的賃貸住宅供給主体や関係団体向けに配布・説明を行い情報の共有を図っている。また、災害時における借上型応急仮設住宅の提供等に係る協定を関係団体と締結し、円滑かつ迅速な提供に備えている。今後も、災害時に被災者に対する迅速な住宅支援を実施するため、引き続きこのような取組が必要である。

● 国土調査事業の推進 【都建】

国土調査が完了しているのは、市全体面積の 80 %である。20 %の未完了地においては、土地の境界の復元が困難であるため、災害が発生した後の復旧活動などに大幅な支障が生じる恐れがある。

【令和3年度 個別事業一覧】

個別事業一覧は、地域強靭化に関する施策・事業を集約したものです。このうち、網掛けしている事業は実施計画（ハード事業500万円以上、ソフト事業200万円以上）の事業で、No.に○囲みの事業は国の国土強靭化補助金・交付金制度等を活用している事業です。

No.	事業名	事業内容	担当課
1 直接死を最大限防ぐ			
1	住宅耐震改修促進事業	昭和56年5月31日以前に建築した木造戸建て住宅の居住者で、耐震診断の結果、耐震改修を行う者について、1戸当たり60万円を限度として耐震改修工事に要する費用の50%に相当する額の補助金を給付する。	都市計画課
2	ブロック塀等撤去促進事業	不特定多数の人が通行する道路に面する危険ブロック塀の撤去に係る補助金を給付する。	都市計画課
3	空き家利活用促進事業	市場に流通しにくい空き家を空き家バンクに登録推進し、その空き家の改修・購入する場合の補助金を給付する。	都市計画課
4	三国・津古5310号線道路整備事業	津古まちづくり計画に基づく事業。地域住民の利便性の向上を図るとともに、緊急車両等の良好な通行を可能にするため、道路の拡幅整備を行う。整備延長L=86m 幅員W=6m	まちづくり推進課
5	公園施設長寿命化対策事業	都市公園の遊具等公園施設の調査を行い、調査結果に基づいて「公園施設長寿命化計画」を策定する。計画に基づき施設の修繕・改築・更新を行うことで、施設の長寿命化が図られるとともに公園利用者の安全性・快適性を確保する。	まちづくり推進課
6	八坂・下西鯫坂114号線道路整備事業	八坂・下西鯫坂114号線道路整備事業 L = 120m、W = 6.0m	建設管理課
7	干潟区（干潟・花立102号線）道路整備事業	県道本郷基山停車場線から干潟集落を通過し花立区へ通じる生活道路であり、現況の道路幅員はW=2.0m程しかない狭隘な道路である。通学路の安全確保と、利便性向上を図る。整備延長L=600m 幅員W=5.0m	道路建設課
8	大規模改造事業	教育環境の整備と施設の安全向上を図るため、学校施設の大規模な改修等を行う事業である。	教育総務課
9	校舎・体育館整備事業	教育環境の整備と施設の安全向上を図るため、学校施設（校舎・体育館等）の新增改築改修等の整備を行う事業である。令和3年度は小郡小学校屋外階段改修工事、三国中学校体育館屋根改修工事、御原小学校消火管改修工事、小中学校体育館トイレ改修工事（5校）を行う。	教育総務課
10	放課後児童健全育成事業	日常業務において施設の安全点検及び安全対策に努めるよう指導・助言を行う。	子ども育成課
11	スマートIC設置関連事業	九州自動車道の鳥栖JCT～久留米IC間にスマートICを設置する事に伴い、既存道路、河川等の付替えを行う。 事業期間 H30～R6 全体事業費 554百万円 小郡・西福童3041号線 整備延長L=310m 幅員W=7.5m、W=5.5m 小郡・西福童3590号線 整備延長L=120m 幅員W=4.5m 小郡・西福童3593号線 整備延長L=115m 幅員W=5.5m 小郡・西福童3594号線 整備延長L=150m 幅員W=5.5m	道路建設課
12	道路橋梁長寿命化修繕事業【第5次計画指標管理】	老朽化する道路橋について、長寿命化修繕計画を策定することで予防的な修繕、計画的な架替を行い橋梁の長寿命化に伴う維持修繕費用の軽減を図る。	建設管理課
13	河川維持補修事業	市営河川の護岸整備工事又は、修繕工事及び浚渫作業を行う。	建設管理課
14	排水路整備事業（工事・修繕）	清潔で安全な住環境を保つため、素掘りの水路のコンクリート化等の排水路整備工事を行っている。	建設管理課
15	津古地区河川応急対策事業（県事業）	この事業は、県営事業として取り組んでいる。津古井堰は築造後50年が経過し、老朽化が著しい。大雨や地震等による被害の防止と農業用水の安定確保のため、堰の改修を行う。	農業振興課

No.	事業名	事業内容	担当課
16	公共下水道整備事業（雨水）	重点施策として大雨による道路冠水等を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成を目的として、雨水幹線の整備を実施するものである。	下水道課
17	福童地区内水氾濫対策事業	大雨時、宝満川の水位上昇に伴い河川からの逆流を防ぐため、今朝丸水門を閉門せざるを得ないが、内水氾濫が毎年のように発生している。今後、同地区においてスマートＩＣが令和5年度に完成予定であり、それに伴い近隣地区的土地利用開発も進むことが予想される。内水氾濫による被害を出さないよう、雨水排水施設の検討・対策を実施する。	下水道課
18	河川総務費（水門等操作委託）	宝満川の河川管理者である国（河川事務所）及び県（久留米県土整備事務所）の委託を受け、国管理区間にある上西樋管、今朝丸樋管、赤川樋管及び今朝丸水門と、県管理区間にある築地川樋門について、地元区に点検、操作等を委託するもの。	建設管理課
19	外水・内水氾濫、台風災害等の災害に備えたタイムラインの見直し	災害対応の遅れや漏れを防ぐため、各対策班ごとに実際の災害対応を検証し、住民に対して適時適切な情報提供等を実施できるようタイムラインの見直しを行った。	防災安全課
20	「避難情報等の発令・伝達マニュアル」の見直し	適切な避難情報等の発令ができるように、国の「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえて、市の地域特性、気象状況、災害実績等を検証する。今年度は5月20日に避難情報等が変更したことに伴い「避難情報等の発令・伝達マニュアル」の見直しを行った。	防災安全課
21	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の開設・運営について	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の開設・運営に関するマニュアルの見直し。6月1日の県通知より、災害時の避難を希望する濃厚接触者等について原則市が受け入れることになったため、濃厚接触者・自宅療養者の専用避難所として文化会館を新設。専用避難所従事者に対して研修を実施。	防災安全課
22	コミュニティセンターオンライン事業推進用PC配備事業	令和3年度中にコミュニティセンター全貸室にWi-Fi環境が整備されることに伴って、コミュニティセンター全8館に事業用PCを1台ずつ配備し、オンラインツールを活用した地域活動や学びの場づくりを推進する。災害時には、避難所の情報共有ツールとして避難者数や避難状況の情報配信及び共有、体調不良者と保健師とのオンライン面談での活用を想定している。	コミュニティ推進課
23	避難行動要支援者の支援体制整備事業	避難行動要支援者を把握し、要支援者台帳の更新及び個別支援計画の作成するため、関係課と連携し市の方針を明確にするとともに、地域の実情に応じた自主防災組織等の支援体制を確立する。	防災安全課
24	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ(学童保育所)が行う防災に関する学習や防災訓練を実施する。また、職員が講じるべき措置を定めたマニュアルの作成・更新について、研修を行う。	子ども育成課
25	各小中学校等への防災教育	児童生徒の防災意識向上のため、市内の各小中学校生徒に対し防災に係る出前講座の実施。	防災安全課
26	災害支援事業	保育所・幼稚園・認定こども園における災害対策マニュアルの作成、更新を行う。また、防災訓練や研修を実施する。	保育所・幼稚園課
27	やさしい日本語を活用した外国人への情報提供	市ホームページやSNSを活用し、災害に備えた情報をやさしい日本語で発信する。また、県の翻訳サービス等を全庁で共有し、外国人に対する支援を行う。	総務広報課
28	出水期前の市広報紙での啓発	出水期前の6月1日号に災害特集の記事を掲載。今年度は避難情報等の変更に関する通知及び災害時の避難行動を確認してもらうためのフローチャートを掲載。	防災安全課
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
29	国県道事業推進調整業務	事業主体は、国若しくは県であるが、地元との調整など事業の推進をサポートすることで国、県道の整備が促進され、緊急輸送網を確保できる。国道3号鳥栖久留米道路、県道久留米筑紫野線、県道本郷基山停車場線、県道吹上北野線、県道塔ノ瀬十文字小郡線	道路建設課
30	災害時備蓄事業	小都市災害時備蓄計画に基づき食料・飲料水・生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄整備を行い、その備蓄食料のうち消費期限の近づいたものを更新する。今年度は大崎集会所及び下岩田市民館が避難所の災害種別を変更したことに伴い、防災倉庫の設置・資機材を購入。また、新型コロナウイルス感染症対策で避難所にて避難者間の距離を確保するため、指定避難所にパーテーションを設置する。備蓄食料の更新。	防災安全課

No.	事業名	事業内容	担当課
31	事業者と物資供給等に関する協定の締結推進	災害発生時に災害復旧活動や避難所運営等を円滑に進めるため事業者と物資協定等の締結を推進している。今年度は株式会社ナフコと物資供給に関する協定、太陽建機レンタル株式会社とはレンタル機材の供給に関する協定を締結。	防災安全課
32	消防団管理運営事業	災害発生時に、地域防災力の要として機能するよう各種訓練や火災予防啓発活動を実施する。消防団活動への理解が深まるように、活動内容は消防団広報誌等で周知していく。消防庁の通知に基づく消防団の待遇改善について検討していく。	防災安全課
33	自主防災組織育成事業	自主防災組織に対して、活動の継続・拡充を図るため地域防災力強化事業費補助金を交付する。	防災安全課
34	防災リーダー認定講習会・フォローアップ研修	自主防災組織の活動において中心的な役割を担う防災リーダーの養成育成のための認定講習会・研修を実施。	防災安全課
35	自主防災組織への出前講習実施	自主防災組織の活性化及び地域住民の防災意識を高めるため、出前講習・訓練を実施。	防災安全課
36	指定（緊急）避難所の整理・確保	地域の特性に応じて公共施設・民間研修施設等の活用した指定避難所の整理・確保を推進していく。今年度は市民の避難場所を確保するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、大崎集会所及び下岩田市民館の災害種別の変更を実施。	防災安全課
37	コミュニティセンター改修事業	避難所として必要な機能を整備し、安心・安全な避難所とするため、コミュニティセンターの修繕を行う。 ・小郡校区コミュニティセンター外壁改修工事、味坂校区コミュニティセンター屋根防水工事、東野校区コミュニティセンター屋根防水工事	コミュニティ推進課
38	コミュニティセンター改修事業	コミュニティセンターを補完する機能を有する自治公民館の改修や建設を推進するため、公民館類似施設建設補助事業（新町区公民館：新築）を行う。	コミュニティ推進課
39	避難所における暴力等防止の啓発	避難所における避難生活が長期化した場合、女性や子ども等に対するDVや性暴力を防止するため、啓発ポスターの掲示や相談窓口等の周知を各避難所で実施する。	総務広報課
3	必要不可欠な行政機能は確保する		
40	小郡・大刀洗地域防災訓練事業	防災関係機関との連携強化及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、小郡・大刀洗地域防災訓練を実施。	防災安全課
41	地域防災計画・水防計画の見直し	訓練の検証結果、地域の実情に応じて地域防災計画・水防計画を見直しを実施。なお、令和3年度小郡市防災会議については、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から書面決議を実施。	防災安全課
42	災害対策本部設置運営訓練	人事異動に伴う新体制下で災害対応能力向上を図るため、出水期前に本部対策運用訓練を実施。本年度は第1・2回本部対策班運用訓練・災害対策本部運用訓練・災害対策本部設置運営訓練の計4回実施。	防災安全課
43	災害対策本部機能の充実・強化の推進	災害対策本部にて現地等の映像情報を共有するためにモニターを購入・河川水位を把握するための河川監視カメラを設置予定である。その他、災害対策本部で必要な備品を購入し、機能の充実化を図る。	防災安全課
44	罹災証明発行業務	災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制に整える。今年度は災害発生時に迅速な交付を行うため、国より提示された統一様式を基に市の罹災証明書の様式を4月20日に変更。	防災安全課
45	大保駅北歩道整備事業	大保駅北側の歩道新設整備事業 市道三国・三沢5697号線 L=220m W=2.0m	建設管理課
46	道路照明補修事業	老朽化が進む道路照明を総点検した結果を基に、予防保全的な修繕・補修を行うことにより道路照明の長寿命化を図る。	建設管理課
47	防犯対策事業	市が維持・管理している防犯灯が老朽化により消灯した際、LED防犯灯に取り替えることで、夜間も安全に通行できるような生活環境を整備する。行政区が維持・管理する防犯灯については、新規設置費、取替費の一部を補助することで行政区の生活環境の維持・向上に寄与している。	防災安全課

No.	事業名	事業内容	担当課
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
48	老朽管路の更新	令和3年度も計画的な老朽管路の更新を行う。	生活環境課
49	応急給水能力の向上	令和3年度は非常用給水袋を200個更新する。	生活環境課
50	危機管理対策の強化	小郡・大刀洗地域防災訓練や企業団単独の防災訓練を実施する。	生活環境課
51	下水道施設耐震化事業	緊急輸送路や避難路や軌道の下に埋設されている管路施設の耐震化事業	下水道課
52	業務継続計画事業	下水道B C Pの情報更新及び訓練を行い、下水道施設が被災した後でも下水道の有すべき機能を維持・確保していく。	下水道課
53	合併処理浄化槽設置費補助事業	公共下水道区域外地域で合併処理浄化槽を設置するにあたり、申請者に補助金を交付するものである。	下水道課
54	不明水対策事業	豪雨の際、汚水管渠内に大量の雨水が浸入し、住宅内の排水設備から污水が逆流しかねない危険な状況のため、被害を出さないよう、必要な調査や対策を実施する。	下水道課
55	下町・西福童16号線道路改良事業（4期事業）（三沢・西福童線）	本路線は市西部地区を南北に縦断する重要な幹線道路として整備するものである。交通渋滞の解消や歩行者等の安全を確保し、道路ネットワークを構築する。 事業期間H28～ 全体事業費880,000千円 整備延長L=325m 幅員W=19.0m	道路建設課
56	端間駅周辺地区 地区（西部）計画整備事業	西鉄端間駅周辺の活性化及び良好な居住環境の形成強化を行い、合理的な土地の利用増進を図るため、地区計画を策定し、端間駅前西側広場と進入道路の整備を行う。 事業期間：H26～R4 全体事業費：187百万円 小郡・東福童3578号線 整備延長L=200m 幅員W=12m	まちづくり推進課
57	小郡・東福童3077号線道路整備事業	福童まちづくり計画に基づく事業。地域住民の利便性、土地利用の向上を図るとともに、緊急車両の通行を可能にするため道路の新設を行う。 整備延長L=130m 幅員W=6m	まちづくり推進課
58	小郡・西福童3081・3086号線道路整備事業	福童まちづくり計画に基づく事業。道路利用者の利便性、安全性の向上を図るため、道路の拡幅、歩道の整備を行う。整備延長L=180m 幅員W=14m	まちづくり推進課
59	東福童地内新設道路整備事業	地域住民の利便性の向上を図るとともに、緊急車両等の通行を可能にするため、道路の新設を行う。 (北側) 小郡・東福童3525号線 整備延長L=130m 幅員W=6m (南側) 小郡・東福童3589号線 整備延長L=130m、幅員W=6m	まちづくり推進課
60	大崎・下岩田14号道路整備事業	市道大崎・下岩田14号線（柳内橋）架替 道路整備（バス含む） L=210m 橋梁 L=15.2m 石原川未整備区間の整備 右岸 L=100m 左岸 L=80m	建設管理課
61	道路維持・補修事業（工事・修繕）	道路利用者の安全性及び利便性の向上を図ることを目的とし、市内の生活道路を整備する事業である。	建設管理課
62	幹線市道舗装事業	道路利用者の安全性及び利便性の向上を図ることを目的とし、市内の幹線道路を整備（舗装）する事業である。また、予防保全的な修繕・補修を行うことにより、道路舗装の長寿命化を図る。	建設管理課
63	簡易舗装事業	道路利用者の安全性及び利便性の向上を図ることを目的とし、生活道路を整備（舗装）する事業である。	建設管理課
64	交通安全施設整備事業	交通安全対策を目的として、交通安全施設（道路反射鏡、区画線、防護柵等）の新設及び修繕工事を実施する事業である。	建設管理課
65	団地側溝整備事業	古い団地内側溝の有蓋化を図る。（R2年度末現在） みくに野団地：側溝延長16,490m改修延長9,325m 改修率57%、宝城北団地：側溝延長 4,960m 改修延長4,063m 改修率82%、宝城南団地：側溝延長 6,160m 改修延長3,145m 改修率51%、大保団地：側溝延長 2,970m 改修延長1,647m 改修率55%	建設管理課

No.	事業名	事業内容	担当課
6 経済活動を機能不全に陥らせない			
66	事業者BCP策定支援事業	令和2年3月に認定を受けた事業継続力強化支援計画に基づき、小郡市商工会及び関係機関と連携し、セミナーの開催や普及啓発ポスターの作製などのBCP策定支援を実施していく。	商工・企業立地課
67	事業継続力強化支援計画推進事業	令和2年3月に策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会災害対応システム等を活用し、福岡県、商工会連合会、小郡市商工会と情報共有を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようする。	商工・企業立地課
68	県営農業水利施設保全合理化事業（味坂、御原地区）	災害発生時における食料等の安定供給の停滞を防ぐため、県営土地改良事業で造成された味坂・味坂第二・御原地区は場整備区域内の揚水機場について、老朽化した施設の劣化等の診断を行いながら、対策工事を施工する。	農業振興課
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			
69	上田町堤ため池等整備事業（県事業）	この事業は施設管理者である水利組合または行政区からの申請により、県営事業として取り組んでいる。市は施設を保有する自治体として、小郡市の地域に特化した情報提供を行い、県と地元の調整と事業を円滑に進むよう取り組んでいる。改修の概要：堤体工・波受ブロック・取水施設・洪水吐き	農業振興課
70	影堤ため池等整備事業（県事業）	この事業は、施設管理者である水利組合又は行政区からの申請により、県営事業として取り組んでいる。市は施設を保有する自治体として、小郡市の地域性に特化した情報提供を行い、県と地元の調整と事業が円滑に進むよう取り組んでいる。改修の概要：堤体工・波受ブロック・取水施設・洪水吐き	農業振興課
71	組坂堤ため池等整備事業（県事業）	この事業は、施設管理者である水利組合又は行政区からの申請により県営事業として取り組んでいる。市は施設を保有する自治体として、小郡市の地域性に特化した情報提供を行い、県と地元との調整を行い事業が円滑に進むよう取り組んでいる。改修の概要：堤体工、護岸ブロック工、取水施設、洪水吐き、浚渫等	農業振興課
72	多面的機能支払交付金事業	地域の共同活動によって支えられている農業・農村の有する多面的機能（国土保全・水源涵養・景観形成等）の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が制定され、平成27年4月1日から施行された。法令に基づき、市では「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する促進計画」を策定し、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 1. 農地維持支払（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等） 2. 資源向上支払→地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等） 3. 資源向上支払→施設の長寿命化のための活動	農業振興課
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
73	市民活動支援事業	市民活動団体（NPO、ボランティア等）の支援をとおして、各団体の専門性、柔軟性を活かした、行政との協働による地域課題解決のための事業と担い手の育成を行う。また、人材育成事業を行うとともに、団体間及び団体と住民との連携を強化し、災害時に必要な連携体制が整えられるよう、平時からの取り組みを継続する。	コミュニティ推進課
74	協働のまちづくり推進事業	小学校区ごとに設置された「まちづくり協議会」の運営支援を行い、地域コミュニティの活性化に寄与する。協議会内の防災部会を中心に、地域における防災意識の向上を促す。	コミュニティ推進課
75	地籍調査事業測量業務委託事務	国土調査は現場に入る数年前に事前調査（地籍図根三角測量）を実施。現場に入り、一筆地調査を実施、確認した土地の境界について各筆の筆界点測量を行う。その成果に基づいて各筆界点の座標値を用いて各筆の面積計算を行い、地積以外の地籍情報も調査して明確にし、その成果である地籍簿と地籍図を登記することを目的とする。官民間わず重要な財産である土地の保全を図るとともに、効率的な土地の利用の促進や課税の適正化のために不可欠となる環境整備の根幹として実施している。	建設管理課

小郡市地域強靭化計画

編集・発行

令和3年4月作成（令和3年9月改訂）

小郡市経営政策部防災安全課

〒838-0198

小郡市小郡255番地1

TEL：0942-72-2111 FAX：0942-73-4466